

令和6年度
武蔵野市子どもの権利擁護委員

活動報告書



武蔵野市子どもの権利条例
マスコットキャラクター
ミミワン



武蔵野市子どもの権利擁護センター「まもルーム」

はじめに

1989年に国連で採択された子どもの権利条約を日本が批准したのが1994年です。そこから30年を経た2024年に、武蔵野市子どもの権利擁護センターは開設しました。

この30年の間、日本では子どもたちを取り巻く環境に多くの社会的課題を抱えてきました。いじめ、体罰、虐待、子どもの貧困などの深刻な問題や被害が絶えず、子どもが癒えない傷を負い、ときには尊い命が犠牲となる痛ましい事件もありました。これらの課題には、対処療法的な政策よりも子どもが人権の主体であることを正面から謳う基本法の必要性が叫ばれていましたが、それが実現しなかった根底に社会全体の子どもの権利保障に対する意識の低さがあったことは否めません。

2023年4月から施行された「こども基本法」は、まさにその基本法の必要性に応えたものといえます。これと全く時を同じくしてスタートしたのが、「武蔵野市子どもの権利条例」です。この条例では、子どもを権利の主体として捉え、特に大切な「8つの権利」を掲げ、「子どもの権利が尊重されるまち」となることを目指しています。そして、武蔵野市の子どもの権利を守り、侵害された権利の救済を行う機関として、子どもの権利擁護センターが開設しました。

2024年4月から半年をかけて、子どもの権利擁護委員、相談・調査専門員、事務局職員とが手を取り合い、チーム一丸で準備を進めました。近隣の複数の先行自治体を視察に訪れ、市内の子どもに関わるいくつもの施設をまわり、子どもと繋がる子どもの権利擁護センターにするにはどうすればよいか、意見交換を重ねました。チーム全員が期待と不安の入り交じる中で、新しく始まる子どもの権利擁護センターの向こうにいる子どもの姿を思い浮かべながら懸命に準備に取り組みしました。

こうして2024年10月の開設を迎えました。開設記念イベントなど子どもの権利擁護センターの広報宣伝で大活躍をしたのが、子どもの権利条例マスコットキャラクター「ミミワン」です。子どもの権利擁護センターの開設前に市が用意した3つの候補から子どもたちの投票でデザインを決め、「ミミワン」という名前も子どもたちから公募した中から投票で決まりました。

開設後には、子どもの権利擁護センターの愛称を子どもたちから募集し、選んでももらいました。子どもたちから集まった99種類の候補から、子ども参加型のワークショップで6つに絞り、944名の子どもたちの投票の結果、「まもルーム」に決まりました。子どもの権利擁護センターがこんな場所だったらいいな、という子どもたちの思いが凝縮されたこの愛称を長く大切にしていきたいと思えます。

開設後は半年で 62 件の相談がありました。この件数は他自治体の初年度と比べても多く、相談・調査専門員はフル稼働の状態でした。このうち 20 件は子ども本人と繋がり、直接その思いと向き合うことができました。また、相談の中には子どもの大切な居場所での深刻な権利侵害の疑いがあるケースもあり、相談・調査専門員と子どもの権利擁護委員とで意見を交わしながら一つ一つ丁寧な対応に努めました。他方で、現行の制度では十分に対応できない問題もみつき、今後の大きな課題となりました。

普及啓発にも積極的に取り組み、各種イベントへの参加、リーフレットや啓発品の配付のほか、開設前後を通して小中学校 3 校で授業や講演を実施しました。また、授業とは別に市内のほぼ全ての市立小中学校を子どもの権利擁護委員がまわり、子どもの権利擁護センターの活動と権利授業の実施について理解と協力を求めるとともに、児童生徒の現状等についてお話を伺いました。

このように初年度は、開設後の相談対応に追われながらも、次年度以降に向けた種まきもしっかりできたと思います。初年度を振り返る中で見えてきた課題を踏まえつつ、チーム一丸となり次年度の活動に繋げて参ります。

武蔵野市子どもの権利擁護委員 代表 橋詰 穰

目次

I	武蔵野市子どもの権利擁護センター「まもルーム」の概要.....	1
1	武蔵野市子どもの権利条例.....	2
2	武蔵野市子どもの権利擁護委員.....	4
3	武蔵野市子どもの権利擁護センター「まもルーム」.....	6
4	武蔵野市における子どもの状況（令和7年4月1日時点）.....	9
II	令和6年度の活動内容.....	11
1	開設に向けた準備（令和6年4月～9月）.....	12
2	開設後の活動（令和6年10月～令和7年3月）.....	15
3	事例紹介.....	22
4	普及啓発.....	25
5	子どもの権利擁護センターの基本理念、活動を通しての成果と展望.....	31
6	令和6年度の活動を振り返って.....	36
III	参考資料.....	39
1	こどものけんりってなあに？（第8号、第9号、第10号）.....	40
2	子どもの権利の日イベント 掲示資料.....	43
3	子どもの権利擁護センター愛称候補選定ワークショップ 当日資料.....	44
4	武蔵野市子どもの権利条例.....	46
5	武蔵野市子どもの権利擁護委員による子どもの権利擁護に関する規則.....	54

令和7年7月、子どもの権利擁護センターの愛称が「まもルーム」になりました。愛称が決まった経緯については、28ページをご覧ください。



< 報告書内で使用されている略称・愛称 >

正式名称	略称・愛称
武蔵野市子どもの権利条例	子どもの権利条例、条例
武蔵野市子どもの権利擁護委員	子どもの権利擁護委員、擁護委員
武蔵野市子どもの権利擁護センター	子どもの権利擁護センター、センター、まもルーム
子どもの権利に係る相談・調査専門員	相談・調査専門員、相談員

I 武蔵野市子どもの権利擁護センター 「まもルーム」の概要

- 1 武蔵野市子どもの権利条例
- 2 武蔵野市子どもの権利擁護委員
- 3 武蔵野市子どもの権利擁護センター「まもルーム」
- 4 武蔵野市における子どもの状況

1 武蔵野市子どもの権利条例

(1) 制定までの経緯

武蔵野市では、令和2年度から始まった第五次子どもプラン武蔵野に基づき、子どもの最善の利益が尊重される社会の実現を目指し、令和2年度の庁内検討会議を経て、令和3年5月に武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）を設置しました。検討委員会では、令和3年度には子どもの権利に関する子どもに向けたアンケート、市内の子どもに関わる施設の事業視察、子育て支援団体等へのヒアリング、中高生世代の子どもたちとの意見交換、令和4年度には中間報告をまとめ、武蔵野市によるパブリックコメント手続などを経て、検討委員会報告書を作成しました。

令和4年9月、武蔵野市に提出された検討委員会報告書を踏まえ、同年11月に、武蔵野市による武蔵野市子どもの権利条例（仮称）素案を公表し、パブリックコメント手続などを実施しました。それらによる市民や子どもたちからの意見を踏まえて更なる検討を加え、令和5年2月、武蔵野市議会定例会に条例案を提出しました。

武蔵野市子どもの権利条例は、令和5年3月6日の文教委員会での審査を経て、同月13日の本会議において、賛成多数で可決されました。

同月22日に公布され、同年4月1日から施行されました。

説明動画（約5分）



(2) 条例の概要

- ・ 条例の目的は、子どもが、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることです。
- ・ 子どもが考えた「子どもたちのことば」が条例の前文に明記され、条文も平易な文言で規定されています。
- ・ 子どもにとって特に大切なものとして、8つの権利が規定されています。
- ・ 子どもの権利の普及啓発のため、11月20日が武蔵野市子どもの権利の日規定されています。
- ・ 市民、保護者および育ち学ぶ施設（子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設）の役割が明記されています。
- ・ 保護者と家庭、育ち学ぶ施設および市民活動に対して、市が支援を行うことについて明記されています。
- ・ 子どもの安全と安心を確保するために、子どもの安全の確保や暴力、虐待および体罰の防止、いじめの防止などの取組みについて規定されています。
- ・ 子どもの権利が侵害された場合の救済を行うため、市長の附属機関として、子どもの権利擁護委員をおくことが規定されています。
- ・ 条例に基づき、子どもに関する施策を総合的に推進するための計画として、子どもプラン武蔵野（市が策定する子どもに係る基本計画）を位置付けています。

子どもたちのことば

わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。

わたしたちは、平和に生活することができ、さらに豊かで充実した人生を歩むことができます。

わたしたちは、おとなと同じように意見を言い、話し合うことができます。

わたしたちは、自分らしく生きるために、自分で考えて行動することができます。自分の夢を、自由に考えて決めることができます。

そのためには、わたしたちだけではできないこともあり、おとなの協力や支援が必要です。

未来の社会をつくるわたしたちは、知りたいことを学び、十分な教育を受けることで成長できます。

わたしたちは、不安に感じたり、なやんだり、困ったりしたときに、信頼できる人がいる場所で、相談したり、助けを求めたりすることができます。

おとなと子どもは、お互いの権利を理解し尊重し合うことで、それぞれの権利を守ります。

また、わたしたち子どもは、お互いを尊重し合って行動することができます。

わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、これらのことを願います。

そして、これらの願いが届くようなまちであることを望みます。



1 安心して 生きる権利 子どもは健康に、 安心して生活ができ、 助けを求めることができます。 	2 自分らしく 育つ権利 子どもは自分の思いや考えを 大切にされながら、 社会で生きていくための力を 身につけることができます。 	3 遊ぶ権利 子どもは自分の好きなことに 夢中になることができ、 やりたいことに チャレンジできます。 
4 休息する権利 子どもは体や心がつかれたときに、 休むことができ、 自分らしく過ごすことができます。 	5 自分の意思で 学ぶ権利 子どもは学校や それ以外のさまざまな場所で、 自分の意思で学ぶことができます。 	6 自分の気持ちを 尊重される権利 子どもはあかちゃんのときから その気持ちや願いを きいてもらうことができ、 自分の将来を自分で選ぶことができます。 
7 意見を表明し、 参加する権利 子どもは意見をきかれ、 その意見を大切にされ、 おとなと同じように 社会の一員として参加できます。 	8 差別されずに 生きる権利 子どもは子どもであること、 外国にルーツをもつこと、障害があること、 性的マイノリティであることなどの理由によって 差別されません。 考え方、発言などの理由によっても差別されず、 他の人とともに生きられます。 	

2 武蔵野市子どもの権利擁護委員

(1) 設置目的

武蔵野市子どもの権利条例第27条第1項の規定に基づき、子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことを目的として設置されました。

(2) 設置形態

地方自治法第138条の4第3項に基づく市長の附属機関

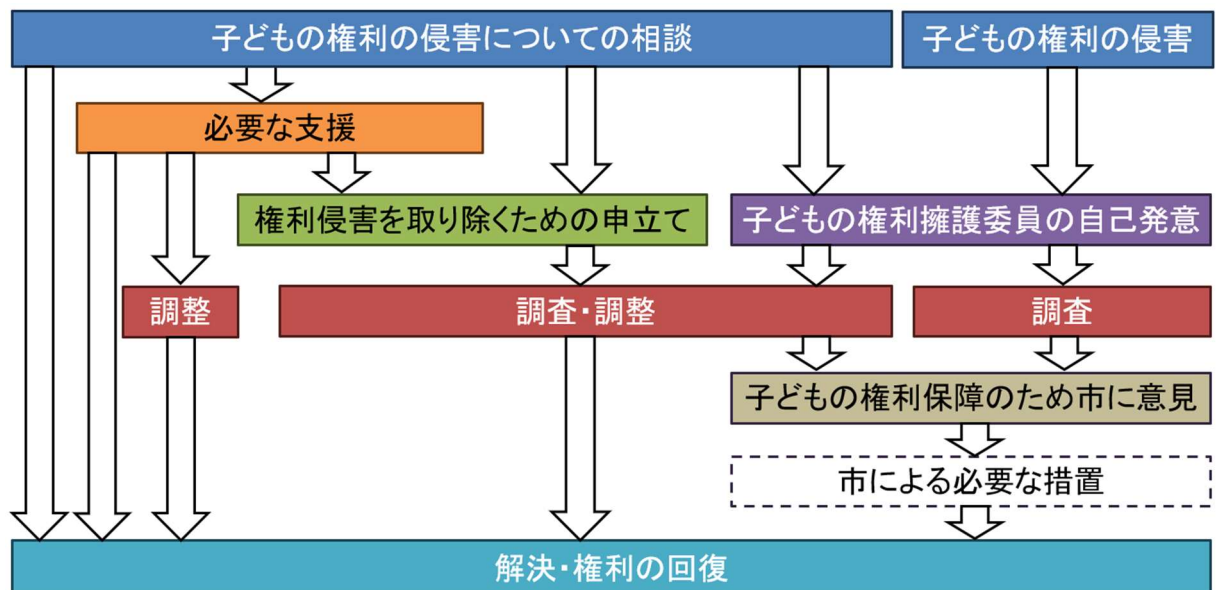
(3) 職務内容

- ア 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な支援をすること。
- イ 子どもの権利の侵害について、必要な調査をすること。
- ウ 子どもを権利の侵害から救済することを目的として、関係者間の調整を行うこと。
- エ 子どもの権利の保障に関し、市に意見を述べること。
- オ 子どもの権利の擁護に関し、普及啓発を推進すること。

(4) 子どもの権利擁護委員への協力

- ア 市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。
- イ 市と育ち学ぶ施設の関係者は、擁護委員が行う調査と調整に対して協力しなければなりません。
- ウ 市民は、擁護委員が行う調査と調整に対して協力するよう努めます。

(5) 相談・救済の仕組み



※ 武蔵野市子どもの権利擁護委員による子どもの権利擁護に関する規則に規定

(6) 相談・救済の体制

ア 子どもの権利擁護委員 3名

令和7年3月31日時点

氏名	所属等	任期
橋詰 穰	弁護士	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日 (3年間)
半田 勝久	日本体育大学体育学部准教授	
中 智美	公認心理師	

※ 代表擁護委員は、橋詰委員

イ 子どもの権利に係る相談・調査専門員 2名（令和7年度から3名）

- ・職務 … 子どもの権利擁護委員を補佐するため、子ども、市民、育ち学ぶ施設の関係者などからの最初の相談の入口となり、相談者の話を聴きます。必要に応じてその内容を擁護委員に報告しています。
- ・任用資格 … 子どもの相談支援に係る3年以上の実務経験又は社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、臨床発達心理士、保健師、児童福祉司任用資格、保育士、幼小中高の教員免許などの資格があること。

ウ 子どもの権利擁護センター事務局 1名

子どもの権利擁護委員の活動支援、予算の執行、子どもの権利擁護センターの管理・運営に関する職務を行っています。

3 武蔵野市子どもの権利擁護センター「まもルーム」

(1) 概要

子どもの権利が侵害された場合の救済を行う子どもの権利擁護委員がその職務を具体的に
 に行うために、令和6年10月1日に市が開設しました。

子どもの権利擁護委員、相談・調査専門員、事務局職員で構成されています。

子どもの気持ちを尊重し、子どもと一緒に一番良い方法を考えます。子ども自身がもう
 大丈夫と思えるようになること、自ら課題を解決できるようになることを大切にしながら
 相談者に寄り添います。必要に応じて関係機関等に対して調査・調整を行ったり、市に意
 見を述べることもできます。

子どもの権利に関する普及啓発も行います。

令和7年7月、子どもたちの公募・投票により愛称が「まもルーム」に
 決定しました。

説明動画（約5分）



(2) 対象

18歳未満の子ども（市内在住、在学、在園、在勤）の子どもの権利に関する事項

※このほか、18歳になった高校生のように、育ち学ぶ施設に在籍する18歳以上の人、児童養護施設
 を18歳で退所した後の支援が必要な人なども含まれます。

(3) 相談方法

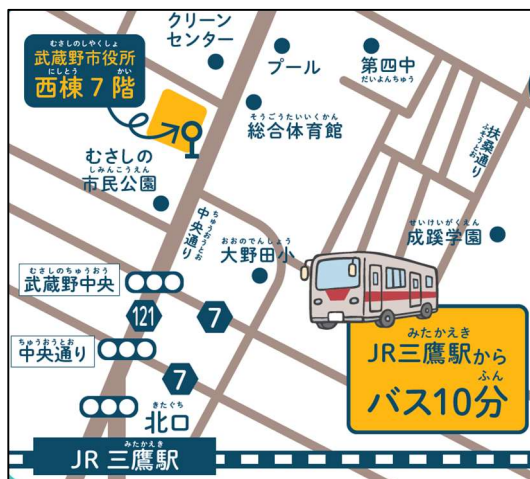
- ・電 話：【子ども専用】0120—634—331
 【おとな用】0422—60—1951
- ・メール（専用フォーム）<https://logoform.jp/form/SK8e/698612>
- ・来 所
- ・手紙など

相談専用フォーム



(4) 窓口所在地

市役所 西棟7階（〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28）



子どもの権利擁護センター「まもルーム」の入口

(5) 相談できる曜日・時間

月・火・水・金曜日 午後1時～午後5時（木・土・日曜日、祝日、年末年始はお休み）

(6) 相談のながれ



(7) 「まもルーム」の室内

「まもルーム」は、子どもが気軽に来所したり、リラックスして話ができるよう、観葉植物、子どもの権利に関する絵本やゲーム、漫画などをおいています。



◀ 入口から見える内部の様子



「まもルーム」内部



相談室A 窓から遠くの景色が見えます



相談室B 靴を脱いでソファでゆっくりできます



子どもの権利の本、ゲーム等もあります



カプセルトイ、絵本、漫画もあります

(8) 擁護委員会議

子どもの権利擁護委員による子どもの権利擁護に関する規則第14条第1項に基づき、擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を開催しています。

令和6年度開催回数

(単位：回)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
回数	—	—	—	—	—	—	2	2	2	2	2	2	12

※令和6年10月開設。開設前の4～9月には、開設に向けた会議として月に2回ずつ開催

4 武蔵野市における子どもの状況（令和7年4月1日時点）

(1) 人口、世帯数

148,285 人、79,644 世帯

(2) 18 歳未満人口

20,535 人

(3) 保育施設

種別	施設数	備考
認可保育所	38 園	市立 4 園、私立 34 園 認定こども園（私立）2 園を含む
家庭的保育事業	3 か所	
小規模保育事業	14 か所	
事業所内保育事業	1 か所	
居宅訪問型保育事業	1 か所	
認証保育所	10 園	
企業主導型保育事業	10 か所	
ベビーホテル	1 か所	

(4) 幼稚園

11 園（私立）

(5) 小中高等学校など

種別	学校数	備考
小学校	15 校	市立 12 校、私立 3 校
中学校	11 校	市立 6 校、都立 1 校、私立 4 校
高等学校	6 校	都立 2 校、私立 4 校
専修学校（高等課程のある学校のみ）	2 校	私立 2 校



～ ミミワンの誕生秘話～



武蔵野市子どもの権利条例
マスコットキャラクター
ミミワン

武蔵野市子どもの権利条例マスコットキャラクターのミミワンは「いぬの妖精」です。下の3つの候補の中から、子どもたちに投票してもらって選ばれました。名前も子どもたちから募集しました。155件の応募の中から、はなさん（9～11歳）が考えてくれた名前「ミミワン」に決まりました。理由はこちらです。

どうひょうけつ
投票結果



ハナミズキの妖精
111票



いぬの妖精
225票



たねの妖精
177票

↓
犬がワン言っていて
おきな、耳もち子どもたちの
おなこをきいてくれるから。

Ⅱ 令和6年度の活動内容

- 1 開設に向けた準備（令和6年4月～9月）
- 2 開設後の活動（令和6年10月～令和7年3月）
- 3 事例紹介
- 4 普及啓発
- 5 子どもの権利擁護センターの基本理念、活動を通しての
成果と展望
- 6 令和6年度の活動を振り返って

1 開設に向けた準備（令和6年4月～9月）

子どもの権利擁護委員、相談・調査専門員、子ども子育て支援課が、毎月2回ほど、定例的に会議を開催し、開設に向けたさまざまな協議を重ねてきました。

(1) 委嘱・採用

令和6年4月 子どもの権利擁護委員3名を委嘱
 相談・調査専門員2名を採用

(2) 他自治体への視察等

時期	自治体	視察先
4月	小金井市	子どもオンブズパーソン相談室
5月	世田谷区	せたがやホッと子どもサポート「せたホッと」
6月	中野区	子ども相談室「ポカコロ」
6月	西東京市	子ども相談室 ほっとルーム

(3) 市内関係施設の見学等

児童館、地域子ども館（学童クラブ、あそべえ）、教育支援センター、0123 はらっぱ、武蔵野プレイス、児童発達支援センターみどりのこども館相談部ハビット、若者サポート事業みらいる、むさしのクレスコーレ

(4) 開設記念イベント「ミミワンのおねがい」

■実施期間

令和6年7月22日（月）～9月1日（日）

※景品交換期間：8月20日（火）～9月30日（月）

■イベント内容

子どもの権利条例マスコットキャラクター「ミミワン」の3つの願いをきいて記念品をもらうイベント

- ・おねがい①：ミミワンの名前当てクイズ
- ・おねがい②：ワードパズル（クロスワードパズルの簡易版）
- ・おねがい③：公衆電話から子どもの権利擁護センターに電話して、合言葉をきく

■夢の森

景品交換に来てくれた子どもに「将来の夢」や「やりたいこと」をメッセージカードにかいてもらいました。子どもたちの想いは、今も子どもの権利擁護センターに「夢の森」として飾っています。

■参加者数

263名（未就学児から高校生まで）

武蔵野市子どもの権利擁護センター開設記念 10月1日 開設予定

ミミワンの おねがい

景品がもらえるよ

7月22日(月)～ 9月1日(日)

※景品受け取りは8月20日(火)から9月30日(月)

ミミワンからの「おねがい」きいてくれるかな？

「おねがい」にぎょうりよくしてくれたみんなには、ミミワンからのプレゼントがあるよ！

おねがい① なまえをおぼえて！

おねがい② ことばのパズルとける？

おねがい③ こうしょうでんあ 公衆電話をさがして！

詳しくはうらへ！

保護者の皆様

武蔵野市では、武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことを目的として、10月から武蔵野市子どもの権利擁護センターを開設します。開設に先立ち、お子様が気軽に相談できるよう、権利擁護センターの電話番号や公衆電話の場所、かかり方を学べるイベントを企画しました。公衆電話は、相談以外にも緊急時や災害時にも役立つライフラインでもあるため、お子さまと一緒にぜひご参加ください。権利擁護センターでは、「お子さま自身が困ったこと」をお聞きし、一緒に解決方法を考えていきます。

武蔵野市子どもの権利擁護センター

8月20日(火)から9月30日(月) 平日 午前10時から午後5時

①景品受け取りの《期前》
8月20日(火)から9月30日(月) 平日 午前10時から午後5時

②景品受け取りの《場所》
武蔵野市役所 2階 1号 子どもの権利擁護センター

受け取りがむずかしいときは……
8月22日 午前10時から午後5時 武蔵野プレイス 1階
8月23日 午前10時から午後5時 吉祥寺図書館 1階 まで！

武蔵野市 子ども子育て支援課

TEL 0422-60-1851 ホームページはこちら→

ミミワンの「おねがい」をきいてプレゼントをもらいにきてね！

おねがい① なまえをおぼえてくれたかな？あかったらかいてみてね！

なまえ ○ ○ ○ ○ ○

おねがい② パズルにチャレンジして「ひみつのことば」さがしてみてね！

①から④の4つのパズルのこたえを、右の四角に入れてみてね！
そうすれば、「ひみつのことば」が見つかるよ！

①なつのむし オスはツノがはえているよ
②きれいなお花 朝早くはながさくよ
③あたまにかぶるよ あつい日につかう
④ながさはかるためのぶんぼうぐだよ

ひみつのことば
こたえ □ □ □ □

おねがい③ 公衆電話をつかって「あいことば」をきいてみてね！

うちの近くの「公衆電話」をさがせるかな？ つかい方を見ながら、下の電話番号にかけてみて「あいことば」をきいてね！

武蔵野市子どもの権利擁護センター 0120-634-331

10月1日から、みんながこまったときに電話で相談できるよ。お金はかからないよ！

公衆電話の使い方

①公衆電話の受話器を上げる
②お金を入れて番号をさす
③きこえてくるあいことばをきく

子どもの権利条例

現在と将来の子どもにとって大切な権利を保障するため、自分らしく安心して暮らせるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的に、「武蔵野市子どもの権利条例」を制定しました。



(5) 市民、関係機関等への周知・広報

- ・市報への掲載、市公式 SNS による発信、プレスリリース、FM むさしの出演など
- ・市議会への情報提供
- ・関係会議での周知

※教育委員会、校長会、青少年問題協議会、子育て支援ネットワーク会議、子どもプラン推進地域協議会、民生児童委員協議会など

(6) 内覧会

■実施日：令和6年9月17日（火）、20日（金）、24日（火）、26日（木）

※市民向け2日、職員向け2日

■場 所：子どもの権利擁護センター（市役所西棟7階）

■参加者：115名

■内 容：施設見学、動画視聴、資料配付



(7) 開設セレモニー

■実施日：令和6年10月1日（火）

■招待者：市長、副市長、市議会議長、教育部長、指導課長



（写真左から）

- ・伊藤副市長
- ・落合議長（当時）
- ・小美濃市長
- ・橋詰委員
- ・中委員
- ・半田委員

2 開設後の活動（令和6年10月～令和7年3月）

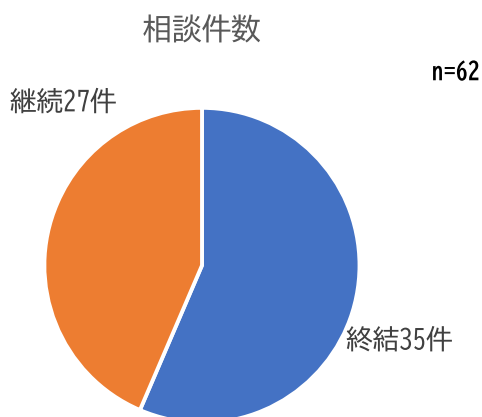
(1) 相談活動の状況

相談活動の中には、調整活動（※）を含み、調査や申立ては含みません。

※子どもを権利の侵害から救済することを目的として、関係者間の調整を行うこと

ア 相談件数

新規相談件数は62件でした。そのうち終結したケースは35件でした。



■ 月別内訳

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	11	28	8	7	3	5	62

イ 総活動回数

「まもルーム」が、相談活動をした回数は416回でした。活動の方法としては、「電話」が一番多く、次いで「来所」、「メール」でした。相談者の希望でオンラインを利用した面談を行ったケースもありました。

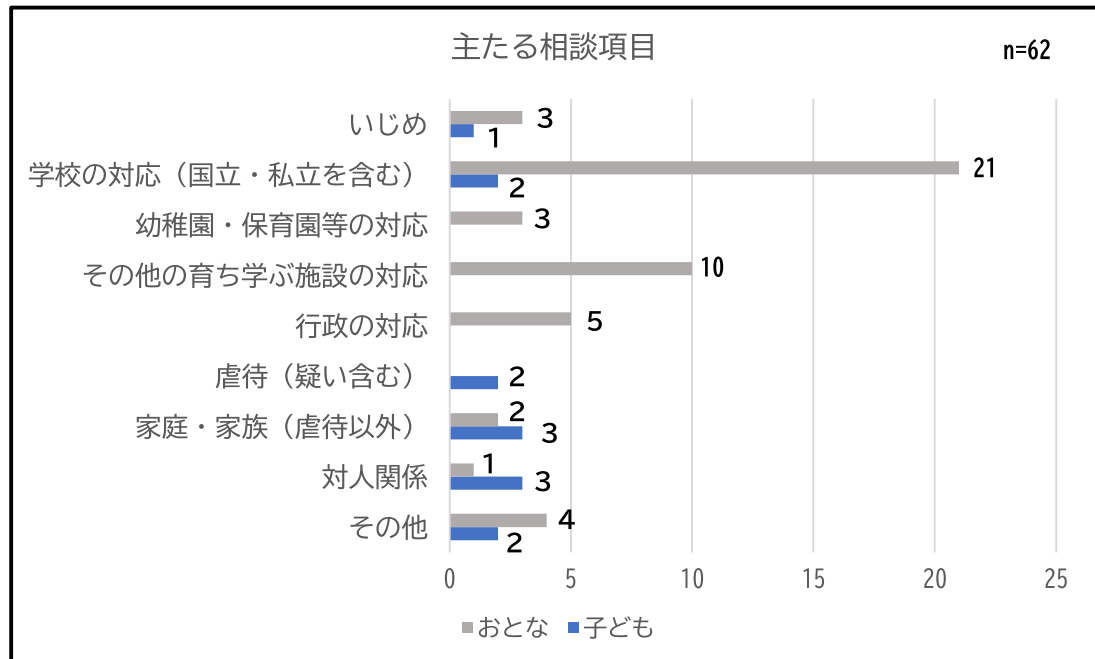
■ 相談方法別内訳

活動方法	電話	来所	訪問	メール	手紙	オンライン	合計
回数	259	76	10	69	1	1	416

ウ 新規相談項目

初回が子どもからの相談で、最も多かった項目は、「対人関係」、「家庭・家族（虐待以外）」がともに3回、それ以外が7回でした。初回がおとなからの相談で、最も多かった項目は、「学校の対応（国立・私立含む）」が21回、それ以外が28回でした。「学校の対応（国立・私立含む）」の内訳は、公立と私立がそれぞれ同程度の相談数でした。

「その他」には、自分の気持ちを話す、意見や要望などの内容が含まれます。



※「学校の対応」には教職員、「幼稚園・保育園等の対応」には幼稚園教諭・保育士が含まれます。

※1回の相談で、相談の内容が複数ある場合や、複数の相談項目に該当する場合でも、主たる相談内容に基づいて1件として計上しています。

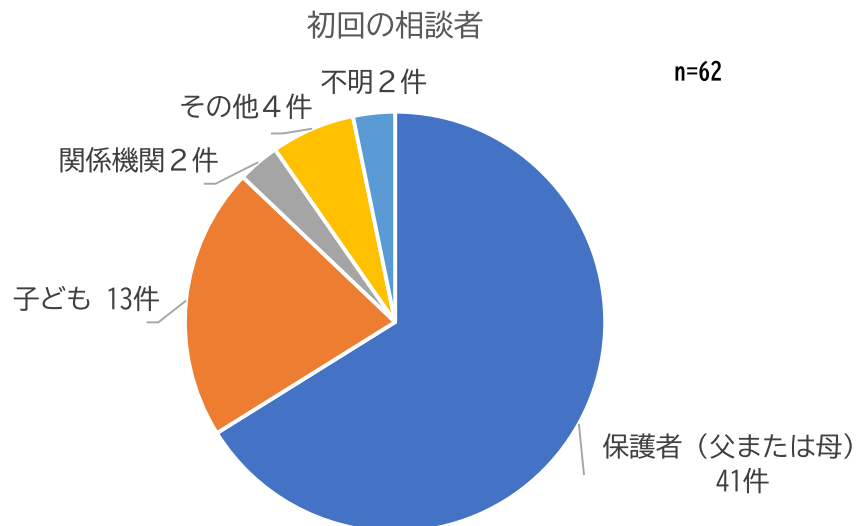
主たる相談項目の分類は以下のとおりです。令和6年度は、「学習・進路」、「差別」などの8つの項目の相談はありませんでした。

主たる相談項目一覧

1 いじめ	9 虐待（疑い含む）
2 不登校	10 家庭・家族（虐待以外）
3 学習・進路	11 対人関係
4 学校の対応（国立・私立を含む）	12 差別
5 幼稚園・保育園等の対応	13 SNS に関する事
6 その他の育ち学ぶ施設の対応	14 子育て
7 行政の対応	15 非行・問題行動
8 心とからだ・性に関する事	16 その他
	17 不明

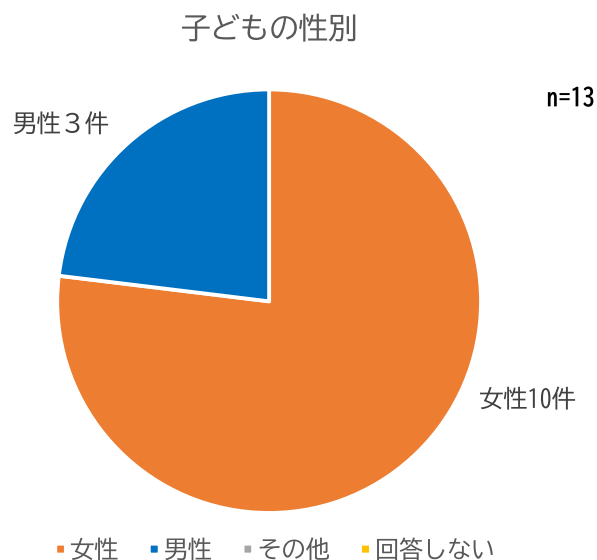
エ 初回の相談者

初回の相談者が子ども「本人」のケースは13件でした。そのうち保護者等と一緒に来所したケースは2件でした。保護者（父または母）が初回相談者のケースは、41件でした。



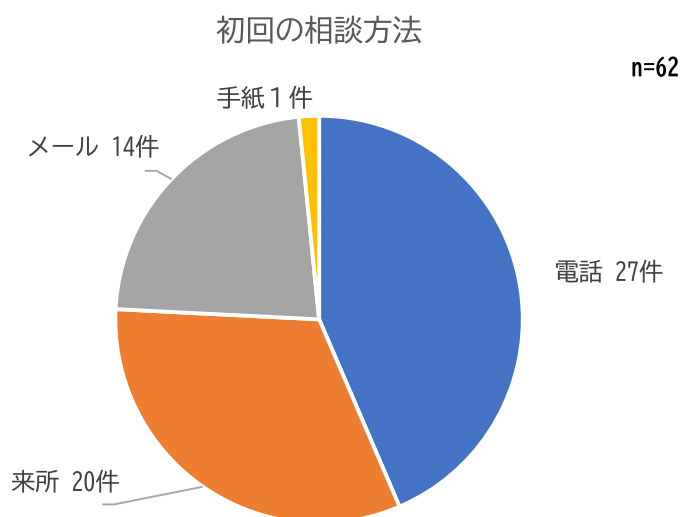
オ 子どもの性別

初回の相談者が子ども「本人」のケース13件のうち、女性が10件、男性は3件と、女性からの相談が8割近くを占めていました。その他と回答しないは0件でした。



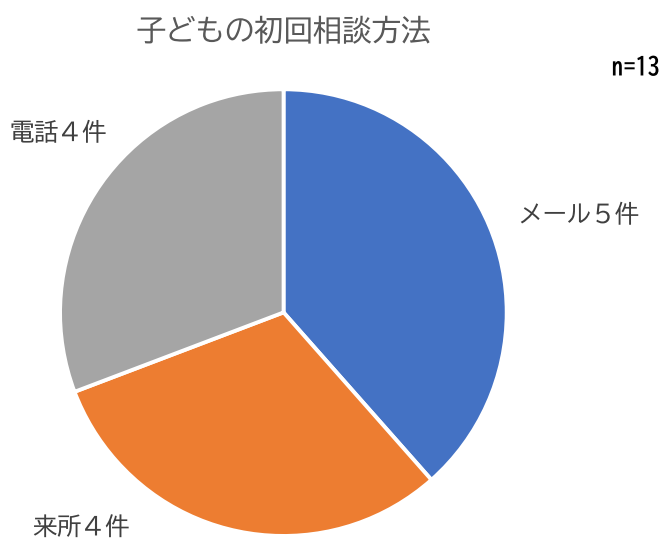
カ 初回の相談方法

初回の相談方法は「電話」が最も多く 27 件、次いで「来所」が 20 件、「メール」が 14 件でした。初回の相談方法が電話やメールで、その後、面談につながったケースの割合は3割でした。



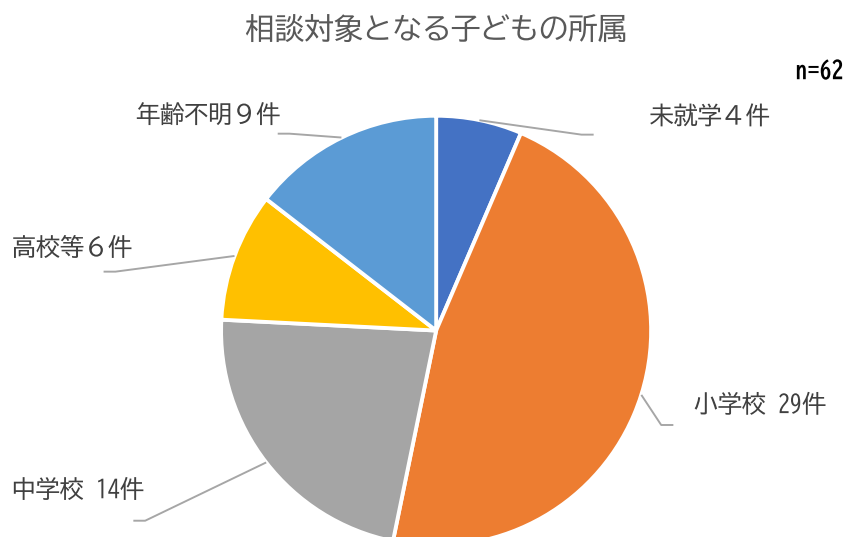
キ 子どもの初回相談方法

初回相談 62 件のうち、13 件は子どもからのものでした。そのうち、子どもの初回相談方法は「メール」が最も多く 5 件、次いで「来所」、「電話」がともに 4 件でした。



ク 相談対象となる子どもの所属

相談の対象となる子どもの所属は、「小学校」が最も多く 29 件、次いで「中学校」が 14 件でした。



相談対象となる子どもの所属（学年別）

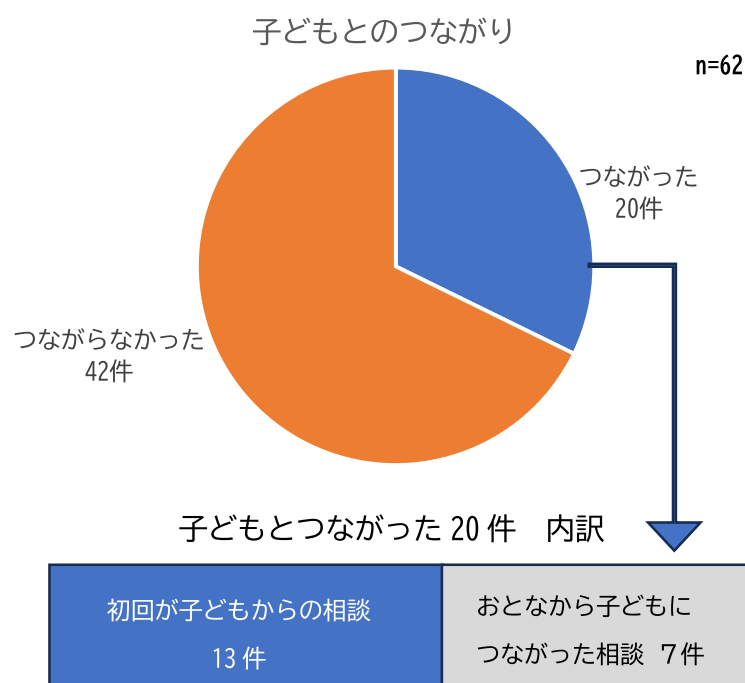
未就学	小学校						小学校 不明		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年			
4	3	1	8	4	0	6	7		
6.5%	4.8%	1.6%	12.9%	6.5%	0.0%	9.7%	11.3%	(人)	
中学校			中学校 不明	高校			高校 不明	不明	合計
1年	2年	3年		1年	2年	3年			
1	3	7	3	0	1	3	2	9	62
1.6%	4.8%	11.3%	4.8%	0.0%	1.6%	4.8%	3.2%	14.5%	100%

※小数点第2位を四捨五入しているため、割合の合計が100%にならない場合があります。

ケ 子どもとのつながり

新規相談 62 件のうち、子どもとつながることができたケースは 20 件でした。内訳は、初回が子どもからの相談が 13 件、おとなから子どもへつながったケースが 7 件でした。

子どもとつながることができなかったケースは 42 件でした。相談自体が匿名希望のケースや、メールによる相談で返信を希望しないケースが多くありました。相談者であるおとなが、子どもと「まもルーム」がつながる必要性を感じていないケースや、子どもの体調不良を理由として、つながるのが難しいと言われるケースもありました。



(2) 相談活動の考察

開設当初から市報やホームページ等で「まもルーム」を知ったというおとなの方からの相談が多くありました。子どもからの相談はおとなに比べて少ないですが、初回相談者がおとなの場合でも「まもルーム」は子どもの気持ちを尊重し一緒に考えていく相談・救済機関であることを理解していただき、子どもとつながることができたケースもありました。相談方法については、おとなは電話が多く、子どもはメールに次いで電話が多くなっています。子どもにとって匿名性も重要になります。電話で知らないおとなと話すことは勇気があることで、比較的メールは子どもにとってアクセスしやすいのかもしれませんが。相談内容では、おとなは「学校の対応（国立・私立を含む）」、「その他の育ち学ぶ施設の対応」が多く、子どもは「対人関係」、「家庭・家族（虐待以外）」が多くなっています。おとなと子どもの相談内容の傾向が異なることも「まもルーム」の相談の特徴です。子どもが「まもルーム」につながりやすいように、子ども目線の普及啓発活動や子どもを主体とした相談・救済活動をしていきます。

(3) 申立ての状況

令和6年度、申立てはありませんでした。

3 事例紹介

「まもルーム」に相談するとどのような流れで進んでいくのかをイメージしてもらえるように、2つの事例を紹介します。（いずれも、実際の相談をベースに作成した架空の事例です。）

事例① 「まもルーム」が子どもの気持ちを学校に届けたケース	
クラス内でのいじめの相談。保護者から相談を受けた後、子どもとつながった。子どもの気持ちを学校へ伝え、その後、子どもは安心して登校できるようになった。面談を重ねる中で、子どもが次第に自分の気持ちを話せるようになり、問題解決の力を育めた事例。	
相談者	子ども、保護者
子どもの所属	小学校低学年
相談方法	電話 → 面談

相談及び調整の概要
【相談内容】 保護者：子どもが、クラスにいじめがあり、学校に行きたくないと言い出した。先生に相談したが、子どもの辛さがうまく伝わらない。このままでは不登校になりそうだ。どうしたらいいか。 子ども：クラスの数人が自分やほかの子をいじめる。クラスの雰囲気が悪い。朝、頭が痛くなる。学校に行きたくない。 【対応】 保護者からの相談を受け、子どもの気持ちを大切にしたい解決方法を探るため、子ども本人からも話を聴かせてほしいことを伝えた。後日、親子で来所。親子ともに学校への信頼が揺らぎ、学校生活への不安が強くなっている様子だった。安心して登校できる方法を一緒に考えていくこととした。 子どもは、初回の面談では口数が少なく自分の思いを話すことが難しかった。2回目の面談では、少し慣れた様子で、学校でのできごとや自分の希望などを話してくれた。しかし、学校の先生には困っていることを言いにくいとのことだったので、代わりに「まもルーム」が先生に伝える方法もあることを提案した。子どもは、「まもルーム」から学校に自分の声を届けることを希望し、3回目の面談時には、伝えたい内容を記したメモを自ら持参した。一緒に、学校に伝えたいこと、お願いしたいこと、自分の気持ちを整理してまとめ、後日、擁護委員と相談・調査専門員（以下「相談員」）が学校を訪問して伝えた。 学校では、子どもの声を踏まえてさまざまな対応が検討された。学校と親子の間にいくつか認識の違いがあったが、「まもルーム」を通して何度かやりとりしているうちに、親子とも徐々に前を向けるようになっていった。 子ども本人は、学校生活の中で、先生に自分の思いが伝わったと感じる場面があり、不安な気持ちがなくなったと話してくれた。面談時の表情が明るくなり、声も大きくなった。最終面談では、変えられないことはあっても、自分の気持ちや希望を大事にして行動することが大切だと話すこともあった。

【振り返り】

子どもとつながり、子どもの思いを直接本人から聴くことは、「まもルーム」が大事にしていることである。子どもに寄り添い面談を重ねる中で、次第に子どもが自ら問題解決に向かって気持ちを話すことが増えていき、問題解決の力を育むことができた。今後も、子どもの気持ちを丁寧に聴き、子どもを主体に置いた支援を続けていきたいと思う。



事例② 子どもが自分の気持ちをおとなに伝える練習を一緒に行ったケース	
子どもからの電話。親の言うことに納得がいけないところがあり、そのことを親に言いたいが、上手く言えないという相談だった。短期間ではあるが、子どもの気持ちを受け止め、伝える方法を一緒に考え練習したことで、子ども本人が「もう大丈夫」と思えるまで寄り添えた事例。	
相談者	子ども
子どもの所属	小学校高学年
相談方法	電話

相談及び調整の概要
【相談内容】 親から言われた通りのことをやっていたのになぜか叱られてしまった。兄弟と同じことをしても自分だけ叱られてしまった。“親は気分によって言うことが違うな…。兄弟によって態度が違うな…”と感じた。親が理不尽に叱ったり、差別をするのはやめてほしいと思った。そのことを親に言いたいが、上手く言えない。 【対応】 1回目の電話相談では、本人が言いたいことを順序立てて丁寧に聴き、頭の中を整理した。その時に思ったことや感じたことなど、気持ちに寄り添いながら受け止めていった。はじめは親に文句を言いたいという気持ちが強かったが、相談員と話しているうちに、あの時、何で親はあんな風に言ったんだろう…。忙しかったのかな、イライラしていたのかな…。など、相手の立場に立って物事を捉えられるようになり、受け止め方にも変化が出てきた。そして本当に伝えたいこと、親にわかってほしいことは何なのかが見えてきた。 本人から、親に話す練習をしたいという提案があり、まずはどう話したら自分の気持ちや、わかってほしいことが親に上手く伝わるのかを、アサーション（自分も相手も大切にしたコミュニケーション）を用いて一緒に考えた。そして、キーワードとなる言葉を書き出して、それを見ながら話す練習を行った。 2回目の電話相談では、実際に親に話す時をイメージして、相談員が親役になりロールプレイを行った。練習を重ねるうちに「戸惑った」「不公平だと思った」「なんでそんな風に言ったのか、聞いてみればよかった」など、自分の感じたことや気持ちを交えて、上手に話すことができるようになっていった。また、立場を逆にしてロールプレイを行い、話を受け取った親の気持ちを体験して、伝え方を工夫していった。さらに、親に話すタイミングについても一緒に考えた。本人から「うん、これで言ってみる。もう大丈夫。」と、話があり、希望があれば何度でも練習に付き合うことを伝え、一旦相談終了となった。 【振り返り】 子どもの相談を受けるにあたり、時間をかけて気持ちを丁寧に聴くことは、相談の入口として意識していることである。子どもにとって、自分の言いたいことをただ相手にぶつけるのではなく、自分の想いも大切に、また相手の気持ちも大切にしたコミュニケーションスキルに触れる機会となった。これからも子どもの気持ちに寄り添い、自ら課題を解決できるよう、エンパワメントしていきたい。

4 普及啓発

ア 子どもの権利にかかる授業・講演会

子どもの権利擁護センターでは、学校からの依頼に基づき児童生徒や保護者向けに子どもの権利にかかる授業や講演を行っています。

令和6年度は、開設前のものを含めて、小学校で2校、中学校で1校、道徳授業地区公開講座の日に子どもの権利擁護委員が授業・講演を行っています。



イ 研修講師等

育ち学ぶ施設や地域の団体等から、子どもの権利や子どもの権利擁護センターについて説明してほしいとの声に応え、研修講師やゲストとして研修等に参加しています。

日程	名称	講師
令和6年6月	子ども子育て支援機関合同研修	事務局
9月	青少協大野田地区委員会	事務局
12月	子ども・コミュニティ食堂および子ども学習・生活支援合同ネットワーク連絡会	事務局
12月	教育支援センター職員研修	子どもの権利擁護委員
令和7年3月	養育支援訪問事業連絡会	事務局
3月	子育て広場ネットワーク	事務局

ウ 広報誌「こどものけんりってなぁに？」の発行

子どもの権利のことや子どもの権利擁護センター「まもルーム」の活動などを子どもたちに紹介する、子ども向けの広報誌として市と協力して発行しています。

令和6年度は、4月、7月、10月に3回発行しています。（「Ⅲ参考資料」に掲載しています。）

エ イベント等への出展

子どもの権利の普及啓発のため、市主催イベントや地域のイベントにブースを出展しています。

日程	名称（内容）	内容
令和6年 11月4日（月・振休）	子どもの権利の日イベント （ミュージカル「オズの魔法使い」上演）	リーフレット配布 広報物の掲示 愛称の募集 など
令和7年 3月30日（日）	第33回 武蔵野桜まつり	スポーツスタッキング 啓発品の配布 愛称の投票



子どもの権利の日イベントの様子（市民文化会館）



桜まつりの出展ブース（総合体育館内）

オ リーフレット・啓発品等の制作、配布

市と協力し、子どもの権利条例や子どもの権利擁護センター「まもルーム」を周知するため、啓発に必要なものを制作・配布しました。

市立小中学校の児童生徒には学校を通じて、それ以外の国立や私立学校等、高校生には個別に郵送で、広報誌「こどものけんりってなあに？」と共に配布しました。

- ・子どもの権利条例リーフレット（かんたん版、くわしい版）
- ・子どもの権利擁護センターリーフレット
- ・相談カード
- ・子どもの権利擁護センター啓発用動画
- ・啓発グッズ（シール、ボールペン、消しゴム、付箋、コットンバッグなど）



（表）



（裏）

◀ 相談カード



▲ 条約のリーフレット（左：かんたん版、右：かわいい版）



▲ 子どもの権利擁護センターのリーフレット



▲ シール（はがきサイズ）



8つの権利をデザインした消しゴム ▶

カ 主な視察受入れ（令和6年10月以降）

日程	名称
令和6年10月	岩手県盛岡市議会
10月	宮崎県宮崎市議会
12月	東京都品川区議会
令和7年1月	三重県四日市市議会
3月	大阪府富田林市

※すべて事務局で対応

キ 愛称の募集から決定まで

子どもたちが呼びやすい愛称を設けることで、子どもや市民が子どもの権利擁護センターを身近に感じ、愛着を持ち、相談等を気軽にできるようにするため、子どもたちに愛称を考え、選んでもらうことにしました。

■募集

①期間：令和6年11月15日（金）～令和7年1月31日（金）

※11月4日（月・振休）権利の日イベント会場（市民文化会館）にて先行実施

②対象：市内在住・在学・在園・在勤の子ども（高校生可）

③方法：子どもの権利擁護センターへ持参・郵送、インターネット（専用フォーム）、投票箱（関係施設※に設置）

※関係施設：市役所、児童館、市内図書館、武蔵野プレイス

④広報：11月15日号市報、ホームページ等、こどものけんりってなあに？（第10号）

■応募の結果

88人の子どもから106件、
99種類の応募がありました。



子どもの権利擁護センター
愛称（ニックネーム）募集

子どもの権利擁護センターの愛称（ニックネーム）を募集します。
みんなもいっしょに考えてみてね！

★ 応募期間 令和7年1月31日（金）まで

★ 応募できる人 武蔵野市に住んでいる、または武蔵野市の学校、幼稚園、保育園に通っている子ども（高校生まで）

★ 応募方法
① 専用用紙で応募してください（用紙は図書館、児童館、市ホームページにあるよ）
② 郵便・直接 〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 子どもの権利擁護センターあて
③ 投票箱 市内の図書館、児童館にあるよ
④ インターネット <https://joaform.jp/form/SKBe/775041>

※「募集その①」に応募した人は、「募集その②」には応募できません。

★ 応募したら クオカード1万円

愛称（ニックネーム）を
選んでくれる人募集

みんなが考えてくれたアイデアの中から、最終候補を選んでくれる人を募集します。
ニックネームを選ぶためのイベントにぜひ遊びに来てね！

★ 応募期間 令和7年1月8日（水）まで

★ 応募できる人 武蔵野市に住んでいる、または武蔵野市の学校に通っている小学校4年生から中学校3年生まで（定員20名）
※最終候補の投票を待たれている人（おうちの人に応募すること伝えてね）
※「募集その①」に応募した人は、「募集その②」には応募できません。

★ 応募方法 <https://joaform.jp/form/SKBe/775779>

★ イベント 令和7年3月9日（日）午後 武蔵野市役所 2～3階視聴覚
くわしい時間は応募してくれた人にお知らせします。

★ 応募したら クオカード2万円

■愛称候補の選定

- ①選定方法：子ども（小学校4年生～中学校3年生）によるワークショップにて選定
- ②参加児童生徒の募集
募集期間：令和6年11月15日（金）～令和7年1月8日（水）
- ③開催日等：令和7年3月9日（日） @市役所 412 会議室ほか

■ワークショップの結果

当日は、子どもの権利条例の説明、子どもの権利擁護センター見学の後、13名の参加者が、3つのグループに分かれ、子どもの権利擁護委員のファシリテートを受け、投票に向けた候補を6つに絞りました。



■愛称の投票・決定（令和7年度）

令和7年4月15日（火）～5月31日（土）、子どもたちの投票により、「まもルーム」に決定しました。

投票方法は、インターネットによる投票とシール投票です。シール投票は、桜まつり、わんぱく相撲での出展ブース、子どもの権利擁護センター内のほか、武蔵野プレイスやチャレンジルーム、クレスコーレへの出張でも実施し、投票総数は、944でした。

「まもルーム」を考えてくれたのは、木場啓太郎さん（応募当時小学3年生）。市長から賞状とミミワンのぬいぐるみ等の記念品が贈られました。



5 子どもの権利擁護センターの基本理念、活動を通しての成果と展望

I. 国連・子どもの権利条約の理念に基づく武蔵野市子どもの権利擁護センター

子どもの権利擁護センターは、国連・子どもの権利条約（以下、「条約」）に基づき、市民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指すために定めた武蔵野市子どもの権利条例に基づく、子どもの権利擁護の仕組みです。

国連・子どもの権利委員会は、条約の実施を促進および保護するために、子どもオンブズパーソン／子どもコミッショナーのような独立した人権機関の設置を求めています。そこで、武蔵野市は、子どもの権利条例において「子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことを目的とし、市長の附属機関として、武蔵野市子どもの権利擁護委員をおき」（条例第 27 条第 1 項）、「市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。」（条例第 27 条第 7 項）と独立性を担保できるようにし、その職務を行うために、子どもの権利擁護センターを設置しました（武蔵野市子どもの権利擁護委員による子どもの権利擁護に関する規則第 16 条）。これは、条約の理念を踏まえた、条例の実施を促進および保護するための仕組みづくりであるといえます。

条約に基づく独立した人権機関に推奨される活動は、多岐にわたりますが、主に 4 つの機能に分類されます。①子どもの権利や権利侵害状況に関する調査、②子どもの権利の促進および保護に関わる事柄についての見解を表明したり、勧告および報告を作成・公表すること、③子どもの権利に関するモニタリング、④子どもの権利についての普及・啓発、子どもに焦点を当てた人権教育の実施です。この機能を十分にいかすためには、a. 子どもの意見表明の機会を設け、意見に耳を傾けることを確保すること、b. 法律および政策によって子どもに及ぼされる影響について注意深く検討されることを確保すること、c. 子どもの権利をおしえたり、学んだりすることができるようなプログラムの編成を支援することなどがあげられます。

そこで、武蔵野市は、擁護委員の職務を以下の 5 つと規定しています（条例第 27 条第 2 項）。

- （1）子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な支援をすること。
- （2）子どもの権利の侵害について、必要な調査をすること。
- （3）子どもを権利の侵害から救済することを目的として、関係者間の調整を行うこと。
- （4）子どもの権利の保障に関し、市に意見を述べること。
- （5）子どもの権利の擁護に関し、普及啓発を推進すること。

そして、条例の推進体制として、市は、子どもに関する施策を総合的に推進するための計画（「子どもプラン武蔵野」）を定め、その実施結果の評価と検証は、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会が行うとしていますが、必要に応じて、子どもと子どもの権利擁護委員の意見を聴くとしました（条例第 30・31 条）。こうした制度設計により、子どもの権利に関するモニタリングを含めた、条約に基づく独立した人権機関の活動を保障することにしたのです。

II. 子どもの権利擁護センターの基本理念と子どもを中心におくアプローチ

子どもの権利擁護センターの基本理念は、子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことで、「子どもの最善の利益を尊重する社会の実現」を目指すことです。そこで、子どもの権利擁護センターは、子どもの権利条約の 4 つの一般原則であ

る「差別の禁止（第2条）」、「子どもの最善の利益（第3条）」、「生命、生存および発達に対する権利（第6条）」、「子どもの意見の尊重（第12条）」の趣旨を踏まえ、権利の主体として子どもを中心に置く、アプローチを採用します。

武蔵野市子どもの権利条例には、（１）安心して生きる権利、（２）自分らしく育つ権利、（３）遊ぶ権利、（４）休息する権利、（５）自分の意思で学ぶ権利、（６）自分の気持ちを尊重される権利、（７）意見を表明し、参加する権利、（８）差別されずに生きる権利は、特に大切な権利として保障されなければなりませんと規定されています（条例第3条）。よって、4つの一般原則に基づきながら、これらの権利が守られているか、侵害されている場合にはどのようにしたら日常生活においてこれらの権利を保障することができるのか、子どもの気持ちを尊重しながら、ともに考えていくことを心がけていきます。そして、現在起きている問題やその解決の糸口について把握したうえで、必要に応じて、その子どもを取り巻く関係の人たちとの対話を通じて、解決に向けた合意形成を促していくなどのアプローチを選択していきます。

その際、子どもの権利侵害状況に関する調査が必要なときもあります。そこで、調査を通じて、制度上の問題が明らかになった場合には制度改善のための意見を市に述べること、子どもの権利保障に関し是正などが必要な場合には、それを求める意見を述べることなどができるようになっていきます。これに対し、「市は、擁護委員から意見を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとります」と、条例で規定されています（条例第27条第10項）。

こうした制度を機能させるためには、子どもたちが公正な手続きにアクセスできるよう「子どもの権利の擁護に関し、普及啓発を推進すること」が不可欠です。その意味は、①子どもを含む市民に子どもの権利擁護センターの活動や救済手続き、アクセス方法を知ってもらうこと、②子どもの権利条例に掲げられた子どもの権利やその権利を活用する方法を知ることが、子どものウェルビーイング向上につながることを理解してもらうことです。

III. 子どもの権利擁護センターの開設と理念の浸透

こうした制度設計のもと、子どもの権利擁護委員3名と子どもの権利に係る相談・調査専門員（条例第28条）2名が、2024（令和6）年4月に市長より委嘱されました。併せて、子どもの権利擁護委員の活動支援、予算の執行、子どもの権利擁護センターの管理・運営に関する職務を行うため、事務局職員1名が配置されました。

そこから子どもの権利擁護センターの開設（同年10月）に向けて、他自治体に設置された子ども条例に基づく子どもオンブズパーソンや子どもの権利擁護機関を視察し理念や活動を学ぶとともに、武蔵野市内の関係施設を見学し、市の子どもの施策やその成果・課題について学ぶ機会を得ました。この準備期間で、センターとしてどのような相談・救済活動をしているのか、どのように普及啓発を推進していくのか、研修や議論を重ねてきました。

センター開設後は、第1に、相談を通して子どもの権利保障をどのように図っていくのかケース会議を重ねていきました。子ども条例に基づく権利擁護機関における相談・救済活動は、「子どもオンブズワーク」と呼ばれています。これは、子どもの最善の利益を第一に考え、関係者との対話を重ねるなかで子どもの権利を保障できる環境を整え、もって子どものウェルビーイングを図り、そうした活動を通じて、「子どもの最善の利益を尊重する社会の実現」を目指す活動といえます。子どもオンブズワークを積み重ねていくことで、子どもにやさしい

まちづくりに貢献できればと考えています。

第2に、子どもの権利や子どもの権利擁護に関し普及啓発を推進するため、関係機関や育ち学ぶ施設に訪問しました。そうして構築できた関係のなか、学校から道徳授業地区公開講座で児童生徒や保護者向けに子どもの権利にかかる授業や講演を行う機会をいただき、その都度、児童生徒のみならず、参加してくださった市内関係機関、育ち学ぶ施設の関係者、保護者、市民と対話を重ねてきました。他に、育ち学ぶ施設や地域の団体等からの要望を受け、研修講師やゲストとして研修等に参加させていただきました。

第3に、子どもの権利擁護センターを子どもたちや市民に身近に感じてもらい、相談等が気軽にできるよう、子どもたちに愛称を公募し、そのなかから候補を選んでもらうためのワークショップを開催しました。ワークショップでは、子どもの権利擁護センターを見学したり、子どもの権利を学んだりする機会をつくったうえで、グループで話し合い、子どもたちにとって分かりやすく親しみを持てるような愛称候補を6つに絞りました。翌年度（令和7年度）には、子どもたちの投票により、「まもルーム」に決定しました。この愛称が子どもに広く浸透し、認知度が向上するのを期待してやみません。

Ⅳ. 相談者の思い

子どもの権利擁護センターには、いろいろな相談者の思いが届けられます。ここでは、その一部を紹介します。

（1）子どもたちの安全を守ってほしい

おとなから、熱中症対策として、子どもたちの夏の健やかな過ごし方についての相談がありました。運動部活動やスポーツ施設の利用が夏の暑さで制限され、今後益々活動の場や機会が少なくなることを危惧し、子どもの遊ぶ権利や自分らしく育つ権利が保障されるために、スポーツ施設等の早朝や夕方からの貸し出しについても検討してほしいとの思いが届けられました。他には、不審者情報が適切に子どもや親に伝わらないと、安心して遊ぶ権利が保障されないし、子どもの遊べる場が奪われていくとの思いも寄せられました。子どもの安全が保障されるためには、適切な情報の共有と環境に応じた対応が必要になってきます。「市は、子どもを犯罪、事故その他の危害から守るため、市民と協力して子どもの安全の確保に必要な施策を推進します。」(条例第21条)としており、子どもたちの安全に関する実情を踏まえ、今後の対応について、子どもの権利保障の視点からの検討が求められています。

（2）障がいの有無にかかわらず育ち学ぶ場を保障してほしい

すべての子どもに地域の育ち学ぶ施設で、安心して生きる権利や自分の意思で学ぶ権利、差別されずに生きる権利が保障されなければならないのに、現状では環境が十分に整っていないことについて、いくつか相談がありました。相談者の思いに耳を傾け、現状を把握するために育ち学ぶ施設を訪問するなどし、それぞれの場における支援の現状や可能な支援の仕組みを調べ、子どもの権利保障のためにできることを整理し、関係者とともに対話を重ね、支援のあり方を検討した事案もありました。相談者の切実な思いを感じる一方、現場では支援者不足や環境整備が追い付いていない事情もあり、事案ごとに子どもの最善の利益を尊重するために何ができるかを考えていく必要があります。そうしたなか、対話を重ね工夫することにより実現できること、市に状況を伝え、意見を述べることで制度をよりよくしていく

ための方策を検討してもらうなど、それぞれの事案に応じていきたいと考えています。

（３）子どもの居場所が突然閉鎖されることに困惑している

子どもが通っている育ち学ぶ施設が、突然閉鎖されることになり、子どもたちの居場所が奪われようとしている、この状況を何とかしたいとの相談が複数寄せられました。相談からは、子どもが安心して自分らしく育つことができる居場所であり、保護者も迷ったときのアドバイスもらえる場所がなくなることによりひどく困惑している様子が伝わってきました。擁護委員は、状況を確認するため、施設の管理者に話をうかがうとともに、代替になり得る安心できる居場所が市内に存在しないか調べることにしました。施設の管理者には、これまで施設が存在がどれほど子どもや保護者の安心や権利保障に貢献していたのか、それを失うことの不安を伝え、対話を重ねましたが、施設が存続することは難しいという結果になりました。子どもの権利擁護センターの限界を痛感する事案となりました。子どもにとって特定の居場所が突然なくなることの不安は、はかり知れません。今回の事案を踏まえ、センターとして、子どもの居場所が子どもの権利を保障するうえでどれほど大切な存在なのか、発信し続けていきます。

（４）いじめの対応に納得いかない

いじめに関しては、いじめられてつらい思いをしている、いじめにかかわる相手側の対応に納得がいけない、学校のいじめの対応や指導に不満がある、といった相談がありました。相談者はそれぞれにストレスを抱えており、その状況によって対応が求められます。いじめはできるだけ早急に解決につなげる必要もあります。そのため、それぞれの事案に応じて、まずは相談者の思いを丁寧に受け止め、どのようにしたら子どもの権利が保障されるのか一緒に考えていきます。そのうえで、事案に応じて、擁護委員が相談者の思いを学校に伝えることができることや、関係者に解決に向けた働きかけができることを伝えます。その思いを受け、学校に訪問すると、すでにいじめ解決に向けた対応を行っていることがほとんどですが、相談者の思いとの間にズレが生じていることも多いです。そのため、子どもの権利条約の４つの一般原則に沿って、事案ごとに対応を重ねていきます。ただ、そうした対応をとったとしても、納得ができなかったり、心の傷をいやすことに時間がかかったりすることもあります。センターとして、子どもの気持ちに寄り添いながら、支援を続けていきたいと思っています。

（５）指導者の対応で傷つけられた

スポーツの場において、指導者の指導方法や言葉がけに納得いかず、心を傷つけられたといった相談がいくつかありました。具体的な相談内容には、ジェンダーに配慮した指導ができていない、指導者の感情表現がひどすぎる、言葉がけがコンプライアンスに違反するといった内容も含まれます。相談者の気持ちに寄り添いながら、こういった指導に納得がいかなかったか確認できる範囲で聞き取りを行います。子どもには、指導方針や指導方法を確認したり、相談者の気持ちを伝えたりするために擁護委員が訪問できること、必要な調査をし、状況を改善するように働きかけできること、安心できるようになるまで何度もやり取りをすることができることを伝えます。面談を踏まえ、相談者である子どもの意向を踏まえ、必要な支援と関係者間の調整を行うケースがありました。管理責任者や指導者のところに向き、状況を確認したうえで、子どもの最善の利益を尊重するスポーツ指導のあり方について対話

を重ね、都度相談者にもフィードバックするなか、状況が落ち着いていくことになりました。この過程においては、管理責任者が状況を適切に把握し、環境改善に取り組むこと、指導者が子どもの最善の利益を尊重する視点から、指導法を自己点検することが重要になります。並行して、相談者の発達段階に応じた様々な支援も必要になります。センターとして、子どものエンパワメントのための支援についても、引き続き尽力していきたいと考えています。

V. 成果と課題、今後の展望

この一年、子どもの権利擁護委員、相談・調査専門員、事務局職員とともに、子どもオンブズワークについて、学び、考え、悩み、対話を重ね、実践してきました。相談への対応としては、相談者の思いに耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、必要に応じて関係機関や育ち学ぶ施設に訪問し、子どもの権利を保障するあり方について、関係者とともに考えてきました。並行して、子どもの権利の擁護に関する普及啓発として、すべての市立小中学校の管理職をはじめ、多くの方々と対話できました。そうした活動を通じて、「子どもの最善の利益を尊重する社会の実現」を目指すという共通認識ができてきたのは成果と感じています。

一方、いくつかの課題もあげられます。第1に、子どもや保護者が権利擁護センターの活動について知る機会を十分につくれているとはいえません。第2に、子ども自身が子どもの権利を学び活用する機会を確保するような具体的な提案ができていません。第3に、私立学校や民間事業者と子どもの権利について考える機会を十分にとれたとはいえない状況です。

そうした課題を克服するために、多様な場面で継続的に子どもの権利について学び、考える機会を創出していくことが求められます。次年度以降、まずは、市立小中学校における道徳授業地区公開講座などで、擁護委員による子どもの権利学習の実績を積み上げていきます。続いて、公私立にかかわらず育ち学ぶ施設において、このような機会を設けることができないか模索していきます。あわせて、子どもの支援者が子どもの権利を理解し、実践にいかしていけるような研修やワークショップを実施できるよう準備していきます。

子どもの権利擁護センターは、相談者の思いを受け止めたうえで、原則当該事案の子どもの現状や気持ちを確認しながら、子どもの最善の利益を第一に考慮し、対応について検討していきます。おとなからの相談には、自分の子どもが通っている育ち学ぶ施設で起きている様々な事象にかかわるよりよい変化を求めるもの、教職員や行政の対応に不満や苛立ちを覚えるもの、設置者や経営者に子どもの権利を保障する運営を求めるもの、制度の不備と思われる状況を改善させる積極的な提案を含むものなど多様なものがあります。その相談の背景には、子どもの権利侵害につながることを心配し、子どもを守りたい、改善を促したいという強い思いがあります。そうした相談のなかには、子どもとつながることができず断ち切れてしまう事案、擁護委員制度の限界などから解決につなげることが困難な事案などもあります。ただ、こうした事案を通じて浮かびあがってきた子どもの権利保障にかかわる課題については、今後の子どもオンブズワークに生かしていけるよう工夫を重ねていくつもりです。

この活動や取り組みは、始まったばかりです。引き続き、市民の皆様とともに、「子どもの最善の利益を尊重する社会の実現」を目指し、邁進していく所存です。

武蔵野市子どもの権利擁護委員 半田 勝久

6 令和6年度の活動を振り返って

武蔵野市子どもの権利擁護委員 代表 橋詰 穰

開設の初年度は、半田委員、中委員、相談・調査専門員、事務局職員と皆で手を取り合い、チームで乗り切った1年となりました。開設前は果たしてどこまで子どもたちの役に立てるか不安もありましたが、相談に来る子どもが徐々に自らの言葉で語り出し笑顔が増えていく様子に、子どもの権利擁護センターの持つ役割を再確認することができました。

遡れば、条例の原案の検討にあたった武蔵野市子どもの権利条例検討委員会で、子どもの権利に対する市民の方々の熱い思いを見聞きできたことが、子どもの権利擁護委員を務める上で貴重な経験となっています。たくさんのお思いが詰まったこの子どもの権利条例をどう活かしていくのか、子どもの権利擁護センターを子どもたちにとってどんな場所にしていくのか、私たち設立メンバーは大きな責任を背負っています。

私が子どもの権利擁護委員としてできる事は、「次の大人」になる今の子どもたちの権利を大切にし、その感覚を広く子どもたちにも伝えていくことだと思います。「子どもの権利」が、単なる理念や知識としてでなく「自然な感覚」として子どもたちの間に広がっていくことが大切です。そのためには、子どもたち自身が、日ごろから権利について学び、それを日々の生活の中で意識しながら実践していくほかありません。そのような子どもたちが成長し、やがて「次の大人」になることで、次の世代の子どもたちの権利保障を「当たり前」の感覚にしていけるはずです。

武蔵野市が踏み出した子どもの権利保障の第一歩を、確かな歩みに繋げられるよう、2年目に臨みたいと思います。

武蔵野市子どもの権利擁護委員 中 智美

昨年10月に武蔵野市子どもの権利擁護センターが開設しました。皆様のご理解とご協力を得て初年度の活動ができましたことに心から御礼申し上げます。

同センターは、本市条例で定められた子どもの権利擁護の仕組みの活動拠点となるものです。名称を決めるにあたっては、子どもの権利救済のための相談支援活動のみならず、子どもたちと一緒に子どもの権利について考えたり、情報を発信したりする場としても機能することを目指して、あえて「相談」という言葉を入れませんでした。

私たちが子ども期を過ごした時代と、現在の子どもを取り巻く社会は大きく異なり、今を生きる子どもたちが、何をどう感じ、考え、望んでいるかは、子ども自身に聞いてみないと分からないことも多くあります。そのため、子どもの権利擁護センターでは、子どもから話を聴くこと、そして、どうしたら良いかを子どもと一緒に考えることを活動の原点としています。まだ活動を開始して日は浅いですが、子どもたちと出会い、話を聴かせてもらうことがセンターの知恵となり、財産となって、次に出会う子どもたちにつながっていくことを実感しています。

令和7年7月、子どもの権利擁護センターに「まもルーム」という素敵な愛称をつけていただきました。子どもたちにとって、親しみがあり、頼りになる「まもルーム」となれるよう頑張っていきたいと思います。

相談・調査専門員



9月までの半年間は、開設に向けての準備期間でした。私自身、新事業の立ち上げに携わるのは初めてでしたので、とても貴重な経験となりました。センターの名称を決めたり、レイアウトを考えて備品を選んだり、啓発品をデザインしたり…、思い入れもひとしおです。開設記念イベントの企画では、個性豊かなメンバーたちとあれこれ意見を出し合って、作り上げていく作業はとても楽しいものでした。

10月からいよいよスタートして、子どもたちからどんな相談が来るのかな…と、ドキドキしていましたが、初日から子どもを想う大人たちからの相談が次々と入り、予想とはまったく違う展開でかなり戸惑いました。多いときは一日に15回の相談活動があった日もあり、相談員2名の息の合った連携プレーと擁護委員3名との力強いチームワークで、無我夢中で駆け抜けた半年間でした。

この半年間で子どもからの相談を受けて感じたことは、子どもには自ら考える力があり、思考が柔軟であること。そして出来事を前向きに解決しようとする力があるということ。相談員は子どもの持つその力を信じて、子どもに寄り添いながら一緒に考えることが大切なのだと思います。子どもの「困った」が、「もう大丈夫」になるまで、これからも伴走者として、子どもにとって身近な存在になれるよう心がけていきたいです。

相談・調査専門員



「まもルーム」は市役所西棟7階にあり、窓から広がる空とマンションなどの建物や緑が見えます。緑は季節によって桜や新緑、紅葉へと変化し、1年という時間の流れを感じさせてくれます。また空が見渡せるので、毎日の太陽の動きや近づいてくる雨雲などの天候もよくわかります。

そんな風景を窓から眺めながら、今日1日を子どもたちはどこでどんな気持ちや思いで過ごしたのだろうと想像します。嬉しいことや楽しいことがあった子、一方で悲しいことや辛いことがあった子もいるだろう…と。

「まもルーム」の活動を通して知った子どもたち、「まもルーム」は知っているけれど話そうか迷っている子どもたち、まだまだ「まもルーム」を知らない子どもたち、みんなそれぞれに自分に問いかけながら日々を送っていることと思います。

おとなでも自分だけで考えていると行き詰ってしまいますし、子どもなら尚更です。そんな時に誰かに話して、一緒に迷ったり考えたりすることで何か変わるかもしれません。子どもたちにとって身近な「まもルーム」になれるように、一つひとつの出会いや活動を大切にしていきたいです。

相談・調査専門員



私は2025年4月から相談・調査専門員としてまもルームの仲間に加わりました。7月で4か月が経とうとしています。あっという間の時間でした。もやもやを抱えた子どもたちの力になりたい、と思いつつ、自分が子どもだったらと考えると簡単に知らない大人に相談しようと思わないよなあと、ゆらゆらと考えが揺れます。それでも、いつも私の中にぶれずにあるのは、子どもの権利擁護委員と相談・調査専門員、事務局職員のなかまたちがいることです。私たちは、子どもの最善の利益のために、いろんな角度と経験と意見を出し合って考えていきます。なかまのみんなを、なんて素敵な人たちなんだろう、とまもルームに来た時も、今も思っています。私は、こんな場所に、受け止めてくれるおとなに、子どもころのわたしが辿りつけていたら、ささくれだったあの日々が変わっていたのかなあとちょっぴり切なくなります。そのくらい、素敵なひとたちの集まりです。私もそこに加わることができました。子どもたちのころの中に、話してみようかなという場所のひとつとして、加えてもらえるよう普及啓発活動に力を注ぎたいです。そして、子どもころ、ふてくされおとなを信用してなかった自分が相談できるような、気持ちをくるんでもらえるような、相談機関にしたいと思います。

Ⅲ 参考資料

- 1 こどものけんりってなぁに？（第8号、第9号、第10号）
- 2 こどもの権利の日イベント 掲示資料
- 3 こどもの権利擁護センター愛称候補選定ワークショップ
当日資料
- 4 武蔵野市こどもの権利条例
- 5 武蔵野市こどもの権利擁護委員によるこどもの権利擁護に
関する規則

武蔵野市の権利条例

「意見を表明し、参加する権利」は、武蔵野市子どもの権利条例で特に大切にしている8つの権利のひとつです。市は、子どもについての計画を決めたりするとき、大人と同じように子どもの意見をきいています。

「こどものけんりってなあに?」第7号では、設置を計画している子どものための相談室について子どものみなさんにアンケートをおこないました。ご協力ありがとうございました。

方法	回数
電話	8
直接来て話す	10
メール	5
LINE (ライン)	8
手紙	1

みんなの意見が子どもたちのための相談室づくりにつながるよ。

(2023年7月オンラインにて実施)

明るくポップで親しみやすいレイアウト 8%

白を基調としたモノトーンなレイアウト 8%

木やグリーンなどナチュラルなレイアウト 84%

武蔵野市 中高生世代ワークショップ

Teens ムサカツ

令和5年度のテーマは『“こんな場があったらいいな”を市政に』
6回分のワークショップの
内容は2次元コードから

「ティーンズ Teens ムサカツ」は、中高生世代がこれからの武蔵野市について意見をだしあうワークショップです。武蔵野市に住んでいる、または通勤通学している人は誰でも参加できます。

こどものけんりってなあに？

第9号 2024年7月

武蔵野市子どもの権利擁護センターができます

10月1日
スタート！

子どもの権利を大切にする子どものための相談室です。
ひとりでも悩まずに、どんなことでも気軽に相談してくださいね。
10月1日オープンに向けて、夏休み期間に施設見学会を行います。
ミミワンからみんなにおねがいがあるよ！ ミッションをクリアして
景品をもらおう！ ぜひ参加してね！

開館記念イベント

「ミミワンのおねがい」

7月22日(月)～9月1日(日)

ミミワンの「おねがい」を
きいてくれるかな？
「おねがい」にきょうりょくして
くれたみんなには、ミミワンからの
プレゼントがあるよ！



くわしくはチラシやホームページをみてね



どんな相談ができるの？

友達とうまくいかない
学校や塾のことで
はなしたい

みんなとちがうことは
だめなの？

ちょっと話をきいてほしい

家族に気持ちを
わかってもらえない

このほかにも、安心してなんでも話してみてね

こどものけんりってなあに？ (第9号)

どんな人が話をきいてくれるの？

最初に相談・調査専門員（通称 相談員）があなたのお話をきくよ。いっしょに一番いい方法を考えるよ。
権利擁護委員はあなたの気持ちに寄りそい、「もやもや」を解消する
方法をいっしょに考えたり、必要なことを調べたりするね。
「困った」が「大丈夫」になるまであなたの気持ちを大事にするよ。

あなたの気持ちや
考えをきかせてね

秘密は守るよ
お金はかからないよ

権利擁護委員を紹介します



平田 健児 委員
(大学教員)



甲 智美 委員
(公職と主婦)



種 謙 委員
(弁護士)

「大丈夫」
一緒に考えよう

子どもの権利について
一緒に考えていきま
しょう。

みんなの権利はとても大切。
悩んでいることを何でも
相談してね。



おおのでんしょうがっこう 大野田小学校の子どもたちが

ポスターをつくってくれたよ！

大野田小学校の生徒たちが、武蔵野市子どもの権利条例をどうしたらもっと知ってもらえるだろうと考え、通学路にポスターをはることを考えました。
とても素敵なポスターを作ってくれて、市民公園や市役所にもはってあります。
みなさん探してみてください。



編集・発行：武蔵野市子ども家庭部 子ども子育て支援課
電話：0422-60-1851
メール：sec-kodomokosodate@city.musashino.lg.jp

こどものけんりってなあに？

第10号 2024年11月

子どもの権利を大切にする

子どもの権利擁護センター

10月1日スタート

子どもの権利擁護センターってなに？

ここのセンターは子どもの権利を守るために、子どもが相談できるところだよ。つらいこと、こまっていること、誰に相談したらよいかわからないことでも話してね。

どんなことをするところなの？

あなたの気持ちを大事にしながら、いっしょに考えるよ。秘密は守るから安心してね。ミミワんといっしょにみんなに子どもの権利を知ってもらおう活動もしていくよ。

スタートした日の様子

どこにあるの？

武蔵野市役所の7階にあるよ。相談できる人は2人いるよ。最初にあなのお話をきいて、いっしょに考える方法をいっしょに考えるよ。あなたの気持ちを代わりに家族や学校などに伝えることもできる。子どもの権利擁護委員も3人いるよ。

素敵な相談室

ガチャガチャとマンガもあるよ

ありがとうございます！

施設紹介イベント「ミミワんのおねがい」に26名の子どもの参加してくれました。本当にありがとうございます！その時に「あなたの夢」をカードに書いてもらったよ。カードに書かれた夢が次々くすくすように願いを込めて、「夢の森」を作ったよ。

あなたの声をきかせてください！

news 武蔵野市からお知らせ

子どものための計画書「子どもプラン」とは！？

「子どもプラン」は子どものみなさんのための計画書です。子どもプランをつくるために、みなさんの意見を募集します！

「もっと〇〇だったらいいのに…」と思ったこと、ないですか！？

みなさんの「〇〇があったらいいな」や「〇〇を変えてほしいな」などの声やアイデアを、ぜひ私たちに聞かせてください。みなさんの意見やアイデアを武蔵野市の未来に生かします！

「〇〇があったらすごいなあ」

パソコンやスマホで自分の意見を送信

将来アイデアが実現されるかも

子どもプラン

意見募集中！

みなさんからの声を楽しみにお待ちしております！

武蔵野市 子ども子育て支援課
0422-60-1851 sec-kodomokosodate@city.musashino.lg.jp

意見提出フォーム

あなたのアイデアをこちらへ！

QRコード

パソコンからはコチラ
<https://logoform.jp/f/MHBB>

12月13日(金)まで！

相談したらどうなるの？

あなたのお話をきいて、どうしたらいいのかわかること、いっしょに考えるよ。あなたの気持ちを代わりに伝えることもできるからね。あなたの「困った」が「もう大丈夫」になるまでいっしょに考えるよ。

相談する

秘密は守ります
お金はかかりません

一緒に考える

いっしょに考える方法をいっしょに考えます

もう大丈夫！

元気になった！

安心・解決

調べる・調整する

子どもの権利擁護委員が関係する人たちに話をきいたり、協力を求めたりします。あなたの気持ちを代わりに伝えることもできます

意見を言う

よりよくしていくために、市に意見を述べることもできます

相談するには？

いつでもOK

電話で・会って

子ども専用フリーダイヤル

0120-634-331

携帯電話・公衆電話からでも無料でかけられます

手紙で

〒180-8777 武蔵野市緑町2-28 武蔵野市役所西棟7階

子どもの権利擁護センターあて

メールで

相談入力フォームから相談できます

相談受付中

子どもの権利擁護センター愛称(ニックネーム)募集

募集その①

子どもの権利擁護センターの愛称(ニックネーム)を募集します。みんなもいっしょに考えてみてね！

応募期間	令和7年1月31日(金)まで
応募できる人	武蔵野市に住んでいる、または武蔵野市の学校、幼稚園、保育園に通っている子ども(高校生まで)
応募方法	紙での応募 専用紙で応募してください。(用紙は図書館、児童館、市ホームページにある) 郵便・直接 〒180-8777 武蔵野市緑町2-28 子どもの権利擁護センターあて 投票箱 市内の図書館、児童館にあるよ インターネット応募 https://logoform.jp/form/SK8a/775041

※「募集その②」に応募した人は、「募集その①」には応募できません。

愛称(ニックネーム)を選んでくれる人募集

募集その②

みんなが考えてくれたアイデアの中から、最終候補を選んでくれる人を募集します。ニックネームを選ぶためのイベントにぜひ遊びに来てね！

応募期間	令和7年1月8日(水)まで
応募できる人	武蔵野市に住んでいる、または武蔵野市の学校に通っている小学校4年生から中学校3年生まで(定数20名) ※保護者の同意を得られている人(おうちの大人に応募することを伝えてね) ※「募集その①」に応募した人は、「募集その②」には応募できません。
応募方法	https://logoform.jp/form/SK8a/77579
イベント	令和7年3月9日(日)午後 武蔵野市役所 2~3階廊下 詳しい情報は応募してくれた人にお知らせします。

選ばれたら クオカード1万円

参加したら クオカード2千円

10月1日から 武蔵野市子どもの権利擁護センター が開設しました！

武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことなどを目的として、10月1日から「武蔵野市子どもの権利擁護センター」が開設しました。

Q. 子どもの権利擁護センターとは？

武蔵野市子どもの権利条例（以下「条例」）第27条第2項に規定している子どもの権利擁護委員の職務※を具体的に行うために市長が設置するもので、次の3つで構成されています。

- ① 子どもの権利擁護委員
- ② 擁護委員を補佐する「相談・調査専門員」
- ③ 事務局担当職員

※子どもの権利擁護委員の職務

1. 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な支援をすること。
2. 子どもの権利の侵害について、必要な調査をすること。
3. 子どもが権利の侵害から救済することを目指すとして、関係機関の調整を行うこと。
4. 子どもの権利の保障に際し、市に意見を述べること。
5. 子どもの権利の擁護に際し、普及啓発を推進すること。

武蔵野市子どもの権利条例
マスコットキャラクター
ミミワ



子どもの権利擁護センター(西棟7階)



Q. ①子どもの権利擁護委員ってなに？

子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことを目的とし、市長の附属機関としておかれ、次の4つの機能があるとされています。

- (1) 子どもの相談対応（個別救済機能）
- (2) 制度改善機能
- (3) モニタリング（チェック）機能
- (4) 子どもの権利についての普及啓発、教育機能



半田委員
(大学教員)



中委員
(公認心理師)



権護委員
(弁護士)



個別の相談対応を通じて、子どもの権利の観点から制度の改善点等を見つめ、附属機関として市に意見していく役割をもっていることがこれまでの相談機関と大きく異なる点です。

また、これまでの公的機関では丁寧な対応が難しい相談、例えば「●●ちゃんに喧嘩して悩んでいる」「親の転勤により引っ越しがあるが行きたくない」等にも子どもが問題解決の主体であるという視点をもって、丁寧に寄り添っていくことも特徴です。

武蔵野市の擁護委員は、大学教員、弁護士、公認心理師の3名で、みなさんとても気さくで熱意のある方々です。

開設後は、月に2回全員が集まる会議の日と、これは別にいずれかの擁護委員が週に1回程度出勤する予定で、この日は相談対応やケース検討、関係者との調整、啓発活動等を行うことになります。

Q. ②相談・調査専門員ってなに？

子どもの権利擁護委員を補佐するために任用されている会計年度任用職員（パートナー職員）です。子ども達からの相談を受けたり、子どもの権利の啓発を行う等、非常勤特別職である子どもの権利擁護委員の手足となって動くイメージ。現在2名で、それぞれ認定心理士、精神保健福祉士の資格を持っています。



Q. ③事務局担当職員とは？

現在事務局が1名。センターの予算執行等、管理運営に関する業務を行っています。実は、個別の相談対応にはタッチしません。相談の結果によっては、他の市長部局の所管する制度等に対して擁護委員が意見をいうこともありうるため、附属機関としての独立性に配慮する必要があるためです。



10月1日の開設日から個別の相談受付を開始しています。また、子ども子育て支援課とともに子どもの権利条例や子どもの権利の啓発も行っていきます。

7月22日から開催した開設記念イベントとして「ミミワのおねがい」では、たくさんのお子さんが参加してくれました。景品交換に来てくれた子どもたちに、「あなたの夢」をメッセージカードに書いてもらい、壁に飾らせてもらっています。子どもたちの夢がきれいな花を咲かせるように、大きな木に育つように、豊かな実を結ぶようにと願いを込めて「夢の森」と名付けました。市役所にお越しの際は、ぜひ見に来てください。

開設後、まずは関係機関への挨拶回りやセンターの愛称募集等を行います。条例のマスコットキャラクター「ミミワ」を活用しつつ、擁護委員による市内小中学校での講演会や授業等の取り組みも進めたいと考えています。



子どもの権利擁護センターの相談受付（10月1日～）

- ・月、火、水、金 13:00～17:00
- ・電話、来所、メール（相談専用フォーム）、手紙で相談可
- ・子ども専用フリーダイヤル：0120-634-331
- ・大人用：0422-60-1951



内覧会

9月17、20日に職員向け、9月24、26日に市民向けの内覧会を行い、合計115名の方にお越しいただきました。



開設セレモニー

10月1日に開設セレモニーを行いました。市長をはじめ、副市長、教育部長などにご出席いただき、ミミワパネルの除幕式などを行いました。



子どもの権利擁護センター愛称候補選定ワークショップ 当日資料①

武蔵野市子どもの権利擁護センターの
愛称を決めるワークショップ（午後1時30分～）

①自分のグループの席にすわって

②よばれた名前をシールに
書いて、むねにはってね



武蔵野市子どもの権利擁護センターの
愛称を決めるワークショップ（午後1時30分～）

ごあいさつ
自己紹介



本日の内容

午後4時30分ごろ
おわり

- ①ゲーム
- ②子どもの権利（けんり）ってなあに？
- ③子どもの権利擁護（けんりようご）センター見学
- ④自己紹介（じこしょうかい）＆ゲーム
- ⑤グループワーク①「子どもの権利擁護（けんりようご）センターはどんな場所になったらいいと思う？」
- ⑥グループワーク②「愛称（あいしょう）の候補（こうほ）をえらんでみよう！」
- ⑦記念撮影（さつえい）、参加証（さんかしょう）、クオカードもらう
- ⑧アンケート記入

■はじめる前に

- ①よばれた名前（な）のシールはってある？
- ②トイレは部屋（へや）を出て左（ひだり）です。（わたりうろ下、階（かい）だんには行（い）かないで）
- ③休み時間（やすみじかん）には、飲み物（のみもの）とおかし（おかし）をどうぞ（紙（かみ）コップに自分の名前（な）を書いてね）
- ④アレルギー（アレルギー）のある人（ひと）は気（き）をつけて
- ⑤気分（きぶん）が悪（わる）くなったら、声（こゑ）をかけてね
- ⑥写真（しやうしん）をとるけど、顔（かお）が映（うつ）りたくない人（ひと）は教（し）えてね
- ⑦自分（自分）が写（うつ）りたいときは、映（うつ）る人（ひと）にOKをもらってね（SNSで使（つか）いたいときは、そのこと（こと）も伝（つた）えて）



ゲーム
「自分（自分）は何者（なんもの）なんだ？」



ルール説明

- ①自分のせなか（さなか）にかけられた名札（なせき）が何か（なに）をあてるゲーム（ゲーム）です。
- ②ほか（ほか）の人（ひと）に何か（なに）しつ問（と）して「はい」か「いいえ」で答（こた）えてもらいます。
- ③答（こた）えてあがた人（ひと）は、今（いま）度は自分（自分）がしつ問（と）して答（こた）えてもらいましょう。
- ④同じ（おな）じ人（ひと）に続（つづ）けて質（たず）問（もん）するの（の）は2回（に）まで

ヒント

- ①みなさん（みなさん）は、動物（どうぶつ）が野菜（やさい）です。
- ②自分（自分）が何者（なんもの）かわかったら、きいてみましょ。『わたしは〇〇（まるまる）ですか？』
- ③た〜くさんしつ問（と）した人（ひと）が早（はや）く答（こた）えがわかる。
- ④少（すく）しだけ見本（みほん）をみせます。

ルール（ルール）がわかったら、右（みぎ）となりの人（ひと）のせなか（さなか）に見え（み）ないよう（よう）に名札（なせき）をかけ（か）てあげ（あげ）てあげ（あげ）ましょ！



ゲームスタート

制限時間（しげんじかん）5分

答（こた）えがわかったひとは横（よこ）によけて見（み）ててね



半田委員（はんだい）員（いん）へ
バトンタッチ！

よろしくお願（ねが）いします。

子どもの権利擁護
センターの見学



休み時間（やすみじかん）
2時40分（にじよんじふふん）まで



ゲームの前（まえ）に自己紹介（じこしょうかい）

- ・名前（な）
- ・ワークショッ（わーくしょ）ップに参加（さんか）した（した）のはどうして（どうして）？など



ルール説明

- ①〇〇（まるまる）といえ（い）ば？としつ問（と）するの（の）で、他（ほか）の人（ひと）にみえ（み）ないよう（よう）に紙（かみ）に書（か）いてください。
- ②1回（いち）目は、好（よ）きに書（か）いてください。
- ③2回（に）目は、な（な）るべくグルー（ぐ）ー（グループ）の人（ひと）と同じ答（こた）えになるよう（よう）に考（かん）えてください。
- ④書（か）いた答（こた）えは、「せーの（せいの）」で見（み）せ合（あ）います。
- ④おたがいの答（こた）えをみ（み）て色々（いろ々）きいてみ（み）よう



ゲーム
「〇〇（まるまる）といえ（い）ば」



1回目（いちど）

いま自分（自分）にとって一番（いちばん）たいせつ（たいせつ）だと思（おも）う権利（けんり）はどれ（どれ）？（すきに書（か）いて）

※クリアファイル（クリアファイル）を見（み）てえら（え）ぼう！



2回目（にど）

もし1つ（ひとつ）だけなくな（なくな）ってしま（しま）うとしたらど（ど）の権利（けんり）をえら（え）ば？（グルー（ぐ）ー（グループ）でそ（そ）うよう（よう）に書（か）いて）

※クリアファイル（クリアファイル）を見（み）てえら（え）ぼう！



子どもの権利擁護センターの役割

相談（さうだん）につ（つ）いていっしよ（いっしょ）に考（かん）えます。関係（かんけい）する人（ひと）にあなた（あなた）の気持（きもち）を伝（つた）えたり、協（きょう）力を願（ねが）いする（する）こと（こと）もでき（でき）ます。

子ども（こども）にとってよくないルール（ルール）やし（し）くみ（み）を見（み）つけたら直（ただ）すよう（よう）に意見（いけん）でき（でき）ます。

おとな（おとな）が子ども（こども）の権利（けんり）を大切（たいせつ）にしているか（か）チェック（チェック）します。

子ども（こども）の権利（けんり）についてみんな（みんな）に知（し）ってもら（もら）うための活動（かどく）をします。

グループワーク（グループワーク）のルール

- ①人（ひと）の話（はなし）は最後（さいご）まで聞（き）こう。
- ②みんな（みんな）が話（はなし）せるよう（よう）に、自分（自分）の話（はなし）が長（なが）くなりすぎ（すぎ）ないよう（よう）にしよう。
- ③考（かん）えは人（ひと）それぞれ（それぞれ）。自分（自分）とちがう意見（いけん）でも「ちがう」「反対（はんたい）」はやめ（やめ）よう
- ④わかんない（わかんない）こと（こと）はす（す）ぐきいてみ（み）よう。
- ⑤みんな（みんな）で協（きょう）力（りき）して楽（たの）しもう！



子どもの権利擁護センター愛称候補選定ワークショップ 当日資料②

グループワークのルール

- ① **中学生**はが中心になって、話を進めよう。(大人も手伝うよ)
- ② グループでの話し合いを**発表する人**は、今日から1番たん生日に近い人(メモは大人がとってくれるよ)



19

グループワーク①

子どもの権利擁護センターはどんな場所になったらいいと思う？

時間：3時15分まで



20

グループワーク① 発表

【A】
・
【B】
・
【C】
・

21

休み時間

3時35分まで



22

なんで愛称(ニックネーム)をつけるのか？

- ① 親しみをもってもらえる。身近に感じてもらえる。
- ② 言いやすい名前になる。
- ③ おぼえてもらいやすい。
- ④ 持ちようが伝わりやすい。

23

例として・・・

- ・ せたホツと(世田谷区)
- ・ ほっとルーム(西東京市)
- ・ ポカコロ(中野区)
- ・ なごもっか(名古屋市)



24

愛称が決まるまで

- ① 今日、候補を3～6に決める。
- ② 愛称になってよいかチェック
- ③ 投票(4月中旬～5月)
- ④ 決定！



25

愛称が決まると・・・

- ① センターの入口に看板をつける。
- ② リーフレットの表紙にのせる

26

愛称



27

グループワーク②

愛称の候補を**2つ**えらぼう
理由も教えてね

時間：4時5分まで



28

グループワークのルール

- ① 人の話は最後まで聞こう。
- ② みんなが話せるように、自分の話が長くなりすぎないようにしよう。
- ③ 考えは人それぞれ。自分とちがう意見でも「ちがう」「反対」はやめよう
- ④ わからないことはすぐきいてみよう。
- ⑤ **みんなで協力して楽しもう！**

29

グループワークのルール

- ① **中学生**はが中心になって、話を進めよう。(大人も手伝うよ)
- ② グループでの話し合いを**発表する人**は、今日から2番目にたん生日に近い人(メモは大人がとってくれるよ)



30

グループワーク② 発表

【A】
①
②
【B】
①
②
【C】
①
②

31

お礼のことば



32

記念撮影



33

これからのこと

3月30日 さくらまつり
4月15日～投票スタート(予定)
5月25日 わんぱく相撲



34

最後に

- ① 参加証、クオカードをもらう。
- ② アンケートと受領書を書いてわたす。
- ③ ガチャガチャをして、グッズをもらってね。

今日はありがとう！
気をつけて帰ってね



35

武蔵野市子どもの権利条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 保障すべき子どもの権利（第3条—第5条）

第3章 子どもの権利を保障するための役割（第6条—第9条）

第4章 子どもを支える人々への支援（第10条—第12条）

第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第13条—第20条）

第6章 子どもの安全と安心の確保（第21条—第26条）

第7章 子どもの権利擁護の仕組み（第27条—第29条）

第8章 条例の推進体制（第30条・第31条）

付則

すべての子どもには、ひとりの人間としての権利があります。

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在です。すべての子どもは、どのような理由によっても差別されず、安心して他の人々とともに生活することができるよう、その権利と尊厳が守られます。

子どもは、その気持ちや願いを尊重され、愛されて育つことが大切です。子どもには幸せに生きる権利があり、より良く生きるための幸福感が高められることが重要です。

子どもが暮らし、育つまちは、その一員である子どもにやさしいまちであるべきです。

武蔵野市は、子どもの権利条約に基づき、市民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指し、この条例を定めます。

そして、次に掲げる子どもたちのことばが実現できるまちを目指します。

「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。

わたしたちは、平和に生活することができ、さらに豊かで充実した人生を歩むことができます。

わたしたちは、おとなと同じように意見を言い、話し合うことができます。

わたしたちは、自分らしく生きるために、自分で考えて行動することができます。自分の夢を、自由に考えて決めることができます。

そのためには、わたしたちだけではできないこともあり、おとなの協力や支援が必要です。

未来の社会をつくるわたしたちは、知りたいことを学び、十分な教育を受けることで成長できます。

わたしたちは、不安に感じたり、なやんだり、困ったりしたときに、信頼できる人がいる場所で、相談したり、助けを求めたりすることができます。

おとなと子どもは、お互いの権利を理解し尊重し合うことで、それぞれの権利を守ります。

また、わたしたち子どもは、お互いを尊重し合って行動することができます。

わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、これらのことを願います。

そして、これらの願いが届くようなまちであることを望みます。」

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）、日本国憲法その他関連する法令などに基づいて、現在と将来の子どもにとって大切な権利を保障するため、市、市民、保護者および育ち学ぶ施設の役割を明らかにするとともに、権利の主体である子どもが家庭、育ち学ぶ施設、地域などの一員として、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例において、次に掲げる言葉の意味は、その言葉の後に説明されているとおりです。

- （1）市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および市議会をいいます。
- （2）市民 武蔵野市の区域内（以下「市内」といいます。）に住所を有する者、市内にある育ち学ぶ施設に在籍する者、市内にある事務所または事業所に勤務する者および市内にある事務所または事業所において事業活動その他の活動を行う者または団体をいいます。
- （3）子ども 18歳未満の市民（団体を除きます。）その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者をいいます。
- （4）保護者 子どもを現に養育する親と里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- （5）育ち学ぶ施設 市内にある、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校（以下「学校」といいます。）その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

第2章 保障すべき子どもの権利

（子どもにとって大切な子どもの権利）

第3条 子どもは、子どもの権利条約に基づき、権利の主体として子どもの権利が保障されます。この場合において、次に掲げる子どもの権利は、特に大切なものとして保障されなければなりません。

- （1）安心して生きる権利
- （2）自分らしく育つ権利
- （3）遊ぶ権利
- （4）休息する権利
- （5）自分の意思で学ぶ権利
- （6）自分の気持ちを尊重される権利
- （7）意見を表明し、参加する権利
- （8）差別されずに生きる権利

（子どもの権利の普及啓発）

第4条 市は、市民、育ち学ぶ施設の関係者および市職員に対し、子どもの権利の普及啓発を行います。

2 市は、市民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、武蔵野市子どもの権利の日を定めます。

3 武蔵野市子どもの権利の日は、11月20日（国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日）とします。

（子どもの権利を学ぶ機会の保障）

第5条 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが子どもの権利を知り、自分と他の人の権利の大切さについて主体的に学ぶ機会を保障します。

第3章 子どもの権利を保障するための役割

（市の役割）

第6条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を総合的に実施するとともに、市民、保護者および育ち学ぶ施設の関係者と連携し、子どもにやさしいまちづくりを推進します。

（市民の役割）

第7条 市民は、子どもが権利の主体であることを認識し、子どもとともに、子どもにやさしいまちをつくることを目指します。

2 市民は、子どもがすこやかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、子どもを見守り、支援することに努めます。

3 市民は、市が実施する子どもの権利を保障するための施策について可能な範囲で協力します。

4 事業者（市民のうち、市内で事業を営む法人その他の団体と個人をいいます。）は、事業活動を行う中で、仕事と子育てを両立できる環境をつくるよう努めます。

（保護者の役割）

第8条 保護者は、子どもの人格と尊厳を尊重し、子どもが大切な存在として受け入れられ、愛されて育つことのできる環境を確保し、子どもの権利が保障されるよう努めます。

（育ち学ぶ施設の役割）

第9条 育ち学ぶ施設の関係者は、市、市民および保護者と連携し、子どもの権利を保障するための取組を推進します。

第4章 子どもを支える人々への支援

（保護者と家庭への支援など）

第10条 市は、保護者が子どもの権利を保障するために必要な環境を確保できるよう、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援を行います。

2 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが家庭内で年齢に合わない過度な責任または役割を負わされること、子どもとして必要なものが与えられないことなどの理由により子どもの権利を侵害された状況におかれることのないよう、子どもと家庭へ必要な支援と啓発を行います。

（育ち学ぶ施設への支援）

第11条 市は、育ち学ぶ施設における子どもの権利を保障するための取組に対し、必要な支援を行います。

2 市は、育ち学ぶ施設の関係者が専門性を高めるための研修と研究に自主的に取り組むことができるよう、必要な支援に努めます。

3 市は、育ち学ぶ施設の関係者が働きやすい環境を整えることができるよう、必要な支援を行います。

（市民活動への支援）

第12条 市は、市民による子どもの権利を保障するための活動に対し、必要な支援に努めます。

第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進

（自分らしく居られる場所）

第13条 市は、子どもが自分らしく居られる多様な居場所づくりを推進します。

2 市と市民は、家庭、育ち学ぶ施設その他多様な地域活動の場が子どもの安心できる居場所となるよう努めます。

3 市は、子どもが休息を必要とする場合に育ち学ぶ施設の活動その他の活動などを休み、多様な居場所で過ごすことについて、市民、保護者および育ち学ぶ施設の関係者の理解が得られるよう、必要な啓発に努めます。

す。

(年齢、発達などに応じた居場所)

第14条 市は、子どもの年齢、発達などに応じた遊びと育ちのための専用の居場所の確保とその居場所において支援を行う人材の育成に努めます。

2 市は、乳幼児期の子どもの保護者のための居場所づくりを推進します。

3 市と市民は、子どもの利用する公共施設において子どもとおとながお互いを尊重しながら居場所をともに利用できるよう、工夫に努めます。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、当該施設が子どもの年齢、発達などに応じた居場所であるよう、子ども一人ひとりが大切にされる環境の整備に努めます。

(多様な学びの場)

第15条 市は、何らかの理由により学校に通うことのできない子どもが自らの社会的自立を目指し、自らに適した学びの場を選択できるよう、多様な学びの場の拡充に努めます。

2 市は、学校以外の多様な学びの場においても、子どもが安心して学ぶことができるよう、環境の整備と子ども一人ひとりの状況に応じた支援を行うよう努めます。

(子どもからの相談)

第16条 市は、子どもが身近な場所での関係づくりを通じて困りごと、不安に感じることなどを気軽に話すことができるよう、多様な相談の場づくりを推進します。

2 市は、子どもから直接、相談を受けることのできる窓口を設けます。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、当該施設で子どもが安心して相談できる体制の整備に努めます。

4 市は、子どもからの相談を受けた者が必要に応じて子どもを適切な支援につなぐことができるよう、多様な相談の場と関係機関との連携体制の整備に努めます。

5 市は、暴力、虐待、体罰、いじめなどを受けている子どもが安心して相談することができるよう、適切な相談手段の整備、子どもへの子どもの権利の学習の推進および虐待などに気づくことができる支援者の育成に努めます。

6 子どもからの相談を受けた者は、その相談に関する秘密を守らなければなりません。

(子どもの意見表明)

第17条 子どもは、自由に自分の意見を表明することができます。

2 子どもは、意見を表明したことによる不利益を受けません。

3 子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します。

4 市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが意見を表明しやすい環境の整備に努めます。

5 市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、年齢、発達などの理由によって、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見を代弁するよう努めます。

6 市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに関係のあることを決めるときは子どもの意見を聴き、その意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先されるよう考慮します。

7 市は、子どもの意見の表明が促進されるよう、子どもの意見の表明を支援する人材の育成に努めます。

(子どもの参加)

第18条 子どもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加することができます。

2 市は、子どもに関する施策と計画の決定、これらの実施結果の評価などを行うときはおとなと同じように子どもにも市民として意見を表明できる機会を設けるよう努めます。

- 3 市は、子どもが市政に対して意見を表明し自ら施策の実現に関わるための多様な仕組みづくりを推進します。
- 4 市民と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの多様な社会参加に協力するよう努めます。
- 5 市は、子どもが社会参加の楽しさを味わうことができるよう、子どもの社会参加を促進するための人材の育成に努めます。
- 6 育ち学ぶ施設の関係者は、当該施設の運営と活動に子どもの意見を取り入れることまたは子どもが参加することもしくは決定に関わることができるよう努めます。
- 7 市は、子どもの利用する公共施設について、その運営に子どもの意見が取り入れられ、または参加できる仕組みづくりに努めます。

(子ども一人ひとりに合わせた支援)

第19条 市は、子どものおかれた状況に応じて、一人ひとりに合わせた支援を行うよう努めます。

- 2 市は、市民と育ち学ぶ施設の関係者が子ども一人ひとりに合わせた配慮ができるよう、必要な支援に努めます。

(子どもからおとなへの移行支援)

第20条 市は、おとなへと移行する時期の子どもが社会的自立のための支援を必要とする場合、18歳以上であってもその支援を継続して受けることができるよう、環境の整備に努めます。

第6章 子どもの安全と安心の確保

(子どもの安全)

第21条 市は、子どもを犯罪、事故その他の危害から守るため、市民と協力して子どもの安全の確保に必要な施策を推進します。

- 2 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが安全に活動を行うことができるよう、環境の整備を行います。
- 3 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに関する事件または事故が発生した場合は、ただちに子どもの命を守り、安全を確保するための対応を取るとともに、原因の究明と再発の防止に取り組みます。

(暴力、虐待および体罰の防止)

第22条 子どもに対する暴力、虐待および体罰は、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません。

- 2 市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが暴力、虐待および体罰を受けることなく、安心して暮らすことができるよう、必要な環境の整備に努めます。
- 3 市は、子どもに対する暴力、虐待および体罰の防止のため、市民と育ち学ぶ施設の関係者に対し、必要な啓発に努めます。
- 4 市は、暴力、虐待または体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に支援するため、児童相談所をはじめとした関係機関と協力し、必要な取組を行います。

(いじめの防止)

第23条 いじめは、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません。

- 2 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、互いに連携していじめの防止等に取り組みます。
- 3 市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対するいじめがあった場合、ただちにいじめをとめ、被害にあった子どもを守るとともに、いじめをした子どもに対しても必要な支援を行います。

(武蔵野市いじめ防止基本方針と武蔵野市いじめ防止関係者連絡会)

第 24 条 市は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」といいます。）第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針である武蔵野市いじめ防止基本方針を定めます。

2 市は、法第 14 条第 1 項の規定に基づき、武蔵野市いじめ防止関係者連絡会をおきます。

3 武蔵野市いじめ防止関係者連絡会の組織と運営に関する必要な事項は、教育委員会が規則で定めます。

(武蔵野市いじめ問題対策委員会)

第 25 条 教育委員会は、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に推進するため、教育委員会の附属機関として、武蔵野市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」といいます。）をおきます。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策について必要な事項を調査審議し、答申します。

3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができます。

4 対策委員会は、武蔵野市立の小学校と中学校において、法第 28 条第 1 項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告します。

5 対策委員会の委員の定数は、10 人以内とします。

6 対策委員会の委員は、いじめの防止等に関する見識を有する者またはいじめの防止等に関係する機関もしくは団体を代表する者などのうちから教育委員会が委嘱または任命します。

7 対策委員会の委員の任期は 2 年とし、再任することができます。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

8 対策委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

9 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織と運営に関する必要な事項は、教育委員会が規則で定めます。

(武蔵野市いじめ問題調査委員会)

第 26 条 市長は、法第 30 条第 1 項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第 2 項の規定に基づき、市長の附属機関として、武蔵野市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」といいます。）をおきます。

2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第 28 条第 1 項に規定する調査の結果について、法第 30 条第 2 項に規定する調査（以下「再調査」といいます。）を行い、その結果を答申します。

3 調査委員会の委員の定数は、5 人以内とします。

4 調査委員会の委員は、いじめの防止等に関する見識を有する者で、対策委員会の委員以外の者のうちから市長が委嘱します。

5 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から再調査が終了する日までとします。

6 調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

7 前各項に定めるもののほか、調査委員会の組織と運営に関する必要な事項は、市長が規則で定めます。

第 7 章 子どもの権利擁護の仕組み

(武蔵野市子どもの権利擁護委員)

第 27 条 市長は、子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことを目的とし、

市長の附属機関として、武蔵野市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）をおきます。

2 擁護委員は、子どもの権利を守るため次に掲げる職務を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害について、必要な調査をすること。
- (3) 子どもを権利の侵害から救済することを目的として、関係者間の調整を行うこと。
- (4) 子どもの権利の保障に関し、市に意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の擁護に関し、普及啓発を推進すること。

3 擁護委員の定数は、3人以内とします。

4 擁護委員は、子どもの権利について見識を有する者のうちから市長が委嘱します。

5 擁護委員の任期は3年とし、再任することができます。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 市長は、擁護委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認めるときまたは擁護委員に職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。

7 市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

8 市と育ち学ぶ施設の関係者は、擁護委員が行う調査と調整に対して協力しなければなりません。

9 市民は、擁護委員が行う調査と調整に対して協力するよう努めます。

10 市は、擁護委員から意見を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとります。

11 擁護委員は、年度ごとにその活動の内容を市長に報告します。この場合において、報告を受けた市長は、その内容を公表します。

12 擁護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

（相談・調査専門員）

第28条 市長は、擁護委員を補佐するため、子どもの権利に係る相談・調査専門員（以下「相談・調査専門員」といいます。）をおきます。

2 相談・調査専門員は、子ども、市民、育ち学ぶ施設の関係者などからの相談に応じ、必要に応じてその内容を擁護委員に報告します。

（権利擁護に関する必要な事項）

第29条 前2条に定めるもののほか、擁護委員による子どもの権利擁護に関する必要な事項は、市長が規則で定めます。

第8章 条例の推進体制

（推進計画）

第30条 市は、この条例に基づき、子どもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」といいます。）を定めます。

2 推進計画には、子どもプラン武蔵野（市が策定する子どもに係る基本計画をいいます。）を位置付けます。

3 市は、推進計画に基づき施策を実施する際に、必要な調整、目標設定などを行います。

（評価と検証）

第31条 推進計画の実施結果の評価と検証は、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会条例（平成26年9月武蔵野市条例第23号）第3条の規定に基づき、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会が行います。

2 市は、前項の評価と検証のほか、必要に応じて、推進計画の実施結果について子どもと擁護委員の意見を

聴きます。

3 市は、第1項の評価と検証の結果と前項の意見について公表するとともに、必要に応じて改善を行います。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行します。ただし、第7章の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。(令和6年2月規則第13号で、同年4月1日から施行)

(武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)の一部を次のように改正します。

(次のよう略)

武蔵野市子どもの権利擁護委員による子どもの権利擁護に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市子どもの権利条例（令和5年3月武蔵野市条例第5号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、擁護委員による子どもの権利擁護に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(兼職の禁止)

第3条 擁護委員は、国会議員、地方公共団体の議員及び長、政党その他の政治団体の役員又は主として市に対し請負をする法人その他の団体の役員と兼ねることができない。

2 擁護委員は、前項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

(相談及び救済の申立て)

第4条 何人も、擁護委員又は相談・調査専門員に対し、子どもの権利の侵害について、相談及び救済の申立て（以下「申立て」という。）をすることができる。

(申立書等)

第5条 申立ては、擁護委員又は相談・調査専門員に申立書（第1号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員又は相談・調査専門員がやむを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。

2 前項ただし書の場合において、擁護委員又は相談・調査専門員は、当該申立ての内容を口頭申立記録書（第2号様式）に記録するものとする。

(調査等)

第6条 擁護委員は、申立てがあった場合は、当該申立てについて条例第27条第2項第2号の調査をするものとする。ただし、当該申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 申立ての内容に重大な虚偽がある場合

(2) 具体的な権利の侵害が含まれない場合

(3) 擁護委員又は相談・調査専門員の行為に係るものである場合

(4) 現に裁判所において係争中である場合又は既に裁判所において判決等があった場合

(5) 現に行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求が行われている場合又は審査請求に対する裁決を経て確定している場合

(6) その他調査をすることが必要でない又は適当でないと擁護委員が認める場合

2 擁護委員は、前項に定めるもののほか、第4条に規定する子どもの権利に係る相談（以下「相談」という。）に基づき、必要があると認めるときは、自己の発意をもって当該相談の事実について調査をすることができる。

3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、調査対象外通知書（第3号様式）により、申立てをした者（以下「申立者」という。）に理由を付してその旨を通知するものとする。

(調査の同意)

第7条 擁護委員は、前条第1項又は第2項の規定により調査をする場合において、当該調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによる調査でないときは、同意書（第4号様式）により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者から調査に係る同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は心

身の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。

（調査の実施）

第8条 擁護委員は、必要と認めるときは、市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民等（以下これらを「関係機関等」という。）に調査実施通知書（第5号様式）により通知したうえで、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明若しくは文書その他の物件の提出を求めることができるものとする。ただし、市及び市立の育ち学ぶ施設以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。

- 2 擁護委員は、必要と認めるときは、専門的事項に関する学識経験を有する者等に、当該専門的事項に関する分析、鑑定等を依頼することを市長へ求めることができるものとする。この場合において、擁護委員は、個人情報の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査の中止等）

第9条 擁護委員は、調査の開始後に、第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。

- 2 前項の場合において、申立者、第7条本文の規定による同意をした子ども若しくはその保護者（以下これらを「同意者」という。）又は前条第1項の規定による立入調査の対象となった関係機関等（以下「立入調査対象関係機関等」という。）があるときは、調査中止通知書（第6号様式）により理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の終了）

第10条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書（第7号様式）によりその結果を通知するものとする。

（調整）

第11条 擁護委員は、次の各号のいずれかに該当し、必要があると認めるときは、子どもと関係機関等との仲介をする等、条例第27条第2項第3号に規定する調整を行うものとする。

- （1） 相談を受けたとき
- （2） 申立てがあったとき

（意見）

第12条 擁護委員は、条例第27条第2項第4号に規定する意見を述べる場合は、意見表明通知書（第8号様式）により行うものとする。

- 2 前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。

（身分証明書）

第13条 擁護委員及び相談・調査専門員は、第6条第1項又は第2項の規定により調査をし、又は第11条の規定により調整を行うときは、身分証明書（第9号様式）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

（武蔵野市子どもの権利擁護委員の会議）

第14条 擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する武蔵野市子どもの権利擁護委員の会議（以下「擁護委員会議」という。）を設置するものとする。

- 2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。
- 3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。

4 擁護委員会議は、非公開とする。

5 前各号に定めるもののほか、擁護委員会議の運営に必要な事項は、代表擁護委員が別に定めるものとする。

(公印)

第15条 擁護委員の公印の名称、書体、寸法、用途及びひな型は、別表のとおりとし、その管理は、子ども家庭部子ども子育て支援課長が行う。

(武蔵野市子どもの権利擁護センターの設置)

第16条 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、武蔵野市子どもの権利擁護センターを設置する。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(別表及び第1号様式から第9号様式まで省略)

令和6年度 武蔵野市子どもの権利擁護委員 活動報告書

令和7年9月 発行

武蔵野市子どもの権利擁護センター「まもルーム」

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号

電話：0422-60-1964（事務局）



子どもの権利擁護センター
「まもルーム」



ホームページはこちらへ